

令和4年

建設委員会会議録

とき 令和4年12月22日

品川区議会

令和4年 品川区議会建設委員会

日 時 令和4年12月22日（木） 午前10時00分～午後3時17分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 西村直子 君
委員 芹澤 裕次郎 君 委員 澤田 恵巳子 君
委員 このの 孝子 君 委員 のだて 稔史 君
委員 松永 よしひろ君 委員 横山 由香理 君

出席説明員 中村都市環境部長 有江都市整備推進担当部長
鈴木都市計画課長 竹田住宅課長
多 並 参 事 品川品川区清掃事務所長
（都市開発課長事務取扱） 滝澤災害対策担当部長
（危機管理担当部長兼務）
稲田防災まちづくり部長 森 道 路 課 長
（土木管理課長事務取扱） （用地担当課長兼務）
高梨公園課長 若生健康課長

○午前10時00分開会

○たけうち委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、新委員の紹介、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

この後ご紹介いたしますが、今回から澤田恵巳子委員が新たに建設委員として参加することになりましたので、よろしく願いいたします。

また、本日は、請願・陳情審査に際し、健康課長にもご同席いただきますので、あらかじめご了承ください。

本日もこれまでの委員会と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会室のレイアウト変更、アクリル板を設置するとともに、理事者の出席も必要最小限とし、所管する議題が終わり次第、ご退席いただきます。

また、議題は部ごとに取り上げ、会議途中での理事者の入替え等も行っておりません。

そのため、所管質問については、会議の効率的運用の観点から、なるべくご配慮いただきたいと思っております。その上でなお、ご発言を希望される方は今の時点でお申し出いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ありがとうございます。

それでは、本日も特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔かつ効率的なご質疑にご協力をよろしく願いいたします。

本日は、6名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で2名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 新委員の紹介

○たけうち委員長

それでは、まず初めに、予定表の1、新委員の紹介を行います。

このたび新しく選任されました澤田恵巳子委員から自己紹介をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○澤田委員

澤田恵巳子と申します。よろしく願いいたします。全力で頑張っております。

○たけうち委員長

ありがとうございます。

それでは、本日から当委員会に澤田委員を加えたこのメンバーで委員会活動を進めてまいりたいと思います。改めまして、有意義な委員会となりますよう、皆様のご協力をどうぞよろしく願いいたします。

以上で、予定表1の新委員の紹介を終了いたします。

2 議案審査

(2) 第111号議案 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

○たけうち委員長

それでは、次に、予定表2、議案審査を行います。

まず、会議の運営上、予定表の順番を入れ替えまして、(2)第111号議案、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○品川品川区清掃事務所長

それでは、私から、第111号議案、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

それでは、資料をご覧ください。まず、1番の経過でございます。廃棄物処理手数料については、現行手数料と手数料原価との乖離を解消することを目的としまして、清掃主管部長会において改定検討がされてきました。今回、令和4年6月の区長会総会におきまして報告をした結果、廃棄物処理手数料の改定を、現行の1kg40円から、収集運搬部門については4円、処理処分部門については2円、計6円増額しまして、令和5年度の10月より実施することが了承されました。これに伴いまして、この決定概要に沿って、品川区においても手数料を改定するというものでございます。

それでは、2番、改正概要をご覧ください。廃棄物処理手数料の改定につきまして、まず、(1)大量・臨時排出の家庭廃棄物につきましては、1kgにつきまして40円から、1kgにつき改定後は46円を現在予定してございます。これは、家庭の廃棄物でおおむね1日10kgを超える分につきましては、有料という形を取らせていただいております。基本的には無料ですが、あまりにもごみ処理量が多い場合については、その分を有料分としてございます。

それから、引っ越し等によりまして臨時に排出されるごみ、こちらにつきましても、同様の形で手数料を取っているものでございます。

続きまして、(2)粗大ごみの処理手数料でございます。こちらにつきましても、品目ごとに金額が決まっております。その分につきましては、また後日規則で改めて改正をする予定でございます。条例につきましては、限度額を示してございます。現在、1品目につきまして2,400円を限度、それから、下段につきましては、粗大ごみは自宅の前に出すという方法と、それから品川区の資源化センターへ直接持ち込むという2つの方法がございます。これによりまして、金額を2種類設定してございます。持ち込む場合については、現行が1,200円となっております。こちらの改定後につきましては2,800円、それから1,400円とそれぞれ変えていくものでございます。

続きまして、(3)です。事業系の一般廃棄物等ということで、事業系につきましては、基本的には回収業者を選んで収集してもらうのが一般的なのですが、例えば、中小企業とか、そういうところにつきましては、区が有料で収集をしているものでございます。こちらにつきましても、1kg40円から46円の改定になるのですが、こちら、ごみ袋の換算方法というのがありまして、これは1リットル当たり0.19kgという換算方法で換算をしますと、おおむね45リットルのごみ袋については、現在、342円となっているのですが、こちらを391円に変えていくというものでございます。

ごみ袋の細かい金額、それから料金の改定等については、下の表に示してございます。

それから、シールにつきましても、改定後1か月までは旧シールも使用が可能という形で付則にはつけてございます。

以上で私の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、廃棄物処理の手数料が値上げされるということですが、説明の中では、現行手数料と手数料原価の乖離があるということで値上げをするということですが、その乖離が生まれている理由を伺いたいと思います。

それと、その中で、収集運搬部門が4円で、処理処部門が2円ということですが、ここの考え方というのですか、ここのところも伺いたいと思います。

○品川品川区清掃事務所長

まず、処理費用の考え方ですが、これは実際に処理した費用、これから処理するごみの量を割り算して、換算したものが単価という形になっております。これと現行の単価との乖離分、これについて値上げをしているものでございます。

それから、処理手数料の考え方ですが、資料のとおり、収集運搬部門、それから、実際に処理する部門ということで分けて、それぞれで金額を算出して、手数料を出しているというものでございます。

○のだて委員

乖離があるということは分かりましたけれども、この乖離がなぜ生まれているのか、その理由を伺ったので、もう一度ご答弁いただけたらと思います。

部門別のところでもそれぞれ出しているという、そこと関係してくると思うのですが、それぞれの部門で4円と2円が上がっている理由というところを伺いたいのと、あと、清掃主管部長会で改定の検討がされたということですが、その中ではどういった意見というか、検討、話し合いが行われたのか、そこも伺います。

○品川品川区清掃事務所長

乖離が生まれているということですが、これは原則、4年に1回程度、単価の改正をしております。前はコロナの関係等もありまして、大分前になるのですが、平成29年10月に改定をしております。ですので、そのときの物価の状況、それから人件費の状況、その他もろもろあると思います。こういったところが今回までの間に変化している、こういう部分について乖離が生まれているというものでございます。

それから、清掃主管部長会でどういった意見があったかというところでございますが、やはりコロナ禍において値上げするべきなのか、それから、反対にそういう処理業者に対する負担はどうなのかとか、そういうところの議論の中で値上げするしないという議論が行われておりました。

○のだて委員

4年に1回改定をしているということで、その間の改定の際には、上がってきたのか、下がってきたのか、変わらないのか、そこも伺いたいと思います。

それで、部長会のところでは、このコロナ禍でやるのかという議論ですとか、事業者負担をさせていいのかということでありましたけれども、まさにコロナや物価高で大変なときに、こんなときに値上げをするのはやめるべきではないかと。なぜここで上げるのか、伺います。

○品川品川区清掃事務所長

上がった下がったというところがございますが、基本的には、現行の40円から46円に上がっているという動きがあります。

それから、ここ4年間の平均値を取って算出しているものがございますが、ここ4年につきましては、基本的には毎年増加しているという傾向が強いかと思います。一部については少し違う部分もあるのですが、ほぼ毎年増加している傾向があるかと思います。

それから、このコロナ禍での値上げというところがございますが、これは平成29年4月から今回上げるという間で、通常4年で上げているものですが、6年間という形になっておりまして、ここ2年間、やはりコロナの関係でどうなのかというところの議論がかなり行われました。そういうところで、ここ2年見送りという形を取っていたのですが、やはり処理する業者もコストが厳しいと。そのような議論の中で値上げに踏み切ったというものでございます。

○のだて委員

この間、コロナで改定を見送ってきたということですが、むしろ今、コロナはまだ続いてますし、その下で物価高も起きているということで、やはり区民への負担を強いる状況ではないと私は思いますけれども、区の認識を伺いたいと思います。

業者に負担させるのもなかなか厳しいということですが、そうであれば、区でその分補助をするということをやっていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○品川品川区清掃事務所長

まず、区民負担というところがございますが、原則、家庭ごみについては無料で回収をしております。先ほど少し説明したとおり、(1)のところ、それから粗大ごみ等のところは該当するかと思うのですが、これは基本的には臨時ごみという形で、常時負担するものではないというところでは、区民負担については大きくは表れないのかということが感じられます。

それから、業者への補助ということでお話がありましたが、廃棄物は基本的に廃棄物処理法の中でも、事業所については自らがしっかりと処分するということがうたわれております。それから、あとはやはり公的な部分で受益者負担等の関係で、これはしっかりと負担していただくということが基本的な考えかと思っております。

○のだて委員

家庭ごみはほぼ無料だということですが、特にこれからの時期は大量に、まだこれは対象にはなりませんけれども、年末年始で大量のごみが出てくるということにもなると思いますので、そうなると、家庭にも影響が出てくるということになります。加えて、中小企業の事業者は、ごみ処理券を貼って出すこととなりますので、45リットル券でいきますと、10枚セットで今回490円の値上げになるということですので、そうすると、今まで3,420円だったところの約8分の1ぐらいの値上げということで、1割を超える値上げが行われるということですから、それは大きな負担になると思います。そうしたところで、今回、このコロナ、物価高の下で値上げをしていくということは、やはりやめるべきだと思います。区は、区民や中小企業の実態というのをつかんでいるのか、その下で上げていこうということなのか、伺いたいと思います。

また、受益者負担で事業者に負担をしてもらおうということでしたけれども、区が負担をするということは検討したのでしょうか。やはりそうした区民の暮らしを支えるという区の姿勢が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○品川品川区清掃事務所長

まず、年末年始につきましても、基本的な家庭ごみについては、当然、無料という形で収集してございます。

それから、各企業の負担でございますが、こちら先ほどの答弁と同様になってしまいますが、基本的には廃棄物処理法の中の自己的負担という中で原則行われているものと解釈して、この手数料改定は進めてございます。

○のだて委員

区民や中小企業の実態はつかんでいるのかというところを聞いたので、そこも伺いたいと思います。

それで、受益者負担ということですが、つまり、区で負担をするということは検討さえもしていないということなのか、そこを確認させていただきたいと思います。

○品川品川区清掃事務所長

こちらは、先ほど少し説明をしておりますが、いろいろな業者の処理費用、こういうもののコストも全部調査をしまして、処理単価を出しているという状況でございます。ですので、大部分のところについては状況は把握していると思っております。

それから、単価をいろいろ算出しまして、その後、廃棄物業者の団体等、いろいろな関係団体等にもヒアリングをして、それを経た結果でこの金額を出しているという流れでございます。

○たけうち委員長

のだて委員、そろそろまとめてください。

○のだて委員

大体は把握しているということですが、今のは処理業者の話ですかね。中小企業の今のコロナや物価高の下での状況、その上でごみ処理券の値上げになるということですから、そういった状況を分かって値上げをしようとしているのか。それはやめるべきだと思うのですが、そのところを伺いたいと思います。

区で検討したかどうかというところでは、いろいろヒアリングしたということですが、それは状況は聞いたということだと思うのですが、区で負担するという検討だったのか、今の答弁では分からなかったのですが、もう一度お答えいただければと思います。

○品川品川区清掃事務所長

まず、いろいろな状況を見ているかというようなご質問の中で、先ほどからご説明しているとおり、ここ2年間、コロナの関係等、やはり事業所に負担がかかるのではないかという議論の中で見送りという判断もさせていただいております。そういう部分では、全て状況を把握した中で検討はしているというものでございます。

○のだて委員

把握していると。その上でさらに値上げを提案しようということですので、なおさら悪いという感じがするのですが、やはりコロナ、物価高の下で、来年10月からということですが、そのときにコロナが終わっているとも限りませんし、物価高も続いているかもしれませんので、そうした下で値上げをしていくということはやめるべきだと。これは強く要望しておきたいと思います。

○たけうち委員長

ほかにご発言ございますか。

○こんの委員

家庭ごみの状況をお聞きしたいと思います。参考までに、1日平均10kgを超える、こうした廃棄物

を出すご家庭というのはあまりないように想像するのですが、現状をお聞かせください。

もう一つが、臨時に排出するということですので、先ほど例題で引越し等とありましたけれども、いわゆる生活保護の方とか低所得者の方とか、こうした方々への対応、いわゆる費用の支払いの部分はどうなっているのかをお聞かせください。

○品川品川区清掃事務所長

臨時ごみの関係ですけれども、1日に出るか出ないかという、大体それぐらいの状況かと思います。

それから、生活保護関係、そういう状況の方については、それぞれの生活状況等も把握して、金額は別途また算出をしてやっているという状況でございます。

○この委員

ありがとうございます。別途考えてくださっているということと、あと、もう一つは、家庭ごみはそんなにでていらないという状況、分かりました。

そうすると、やはり6円というところでも、なかなか厳しいというのは分かるところです。ですので、今、そうした算出を別途して下さっているということですので、数字が出れば、この6円がどれぐらいの算出になるのかというところを一つお聞かせいただきたいのと、事業系の話が先ほど出ておりましたけれども、やはり一方で、このコロナ禍、清掃、回収して下さる方々、コロナの関係で大変リスクが高いお仕事でもありました。そうしたことも考えると、双方にとってどういった形がいいのかと考えますと、今、この時期にやはりこのように検討されて改定をしてきたというところは進めていかなければいけないのだと思います。ですが、一方で、やはりこの値上げによって大変に厳しくなるといったところもありますので、どうかその辺のお声も聞いていただきながら進めていただきたいと思います。

低所得者の方々の対応のところだけお聞かせください。

○品川品川区清掃事務所長

低所得者の対応については、これも状況に応じて無料でやるとか、そのような対応等も取ってきているところですので、その方の生活状況等におきまして、いろいろと考えてやっているというものでございます。

○たけうち委員長

ほかにございますか。

○横山委員

何点か伺ってまいります。まず、確認になるのですけれども、現行手数料と手数料原価との乖離を解消するというので、今回の乖離と前回の乖離というのは、また違った部分もあるかと思うのですけれども、ポイントをご説明いただければと思います。

また、こちらのご案内については大変重要かと思っております。区のウェブサイトにも、例えば、差額ですとか、払戻しですとか、そういった細かい部分が載っているかと思うのですけれども、皆さん、家庭ごみもそうですし、事業系の方も、これから大きなそういった整理ですとか、排出等を検討されている、計画されているようなところがあるかもしれませんので、迅速に必要な方にしっかり伝わるような形で広報、ご案内をお願いしたいと思っております。ですので、どういったスケジュールと内容を考えているのかというところを確認させてください。

また、旧シールも前回の改定の際には、1か月の添付は可能ということで、1か月が過ぎた後は差額等の交換みたいな形で、同じようなフローでやられる予定なのか、その辺りも確認させてください。

○品川品川区清掃事務所長

改定の部分についてですけれども、前回の改定と今回の改定で大きな部分で違うところとすれば、今回はやはり6年間のスパンがあるということで、少し金額が上がっている。前回はおおむね4円のアップをさせていただいております。今回についてはやはり2年分がぴったり6円という形になるというように、話的には合ってしまうところもあるのですが、実態の計算としてはそのようになっているというところと、あと、消費税がこの期間上がっておりますので、そういうアップ分も含まれているというところがございます。

それから、広報で周知するところにつきましては、この辺もスケジュール感はしっかりと考えておきまして、今回、条例改正を進める形で、もし議決をいただければ、4月から10月まで、これは、10月からとしているのが、周知期間ということで、4月から10月まで周知期間を取って、皆様に知っていただいて、やっていこうというスケジュール感を持っております。

周知方法につきましては、やはりホームページ、それからチラシ等で周知をしていく。それから、関係団体等にもまた知らせて、そういうところからも情報を出していただくという形でやっていくということでございます。

○たけうち委員長

旧シールの差額の部分。

○品川品川区清掃事務所長

シールの件については、これは各区の判断がいろいろありまして、23区で統一していないところがあります。これはまた要綱を整備して、差額精算でいくのか、それから、古いシールをどこまで使っていくのかというところは、少しまた検討させていただきたいと。このように考えております。

○横山委員

ありがとうございます。シールのところ、皆さん、混乱等ないように、色の変更みたいなのところも、前回行っていただいているかと思うのですけれども、それぞれの区で違いが出た場合に、皆さん勘違いされてしまったりですとか、そういった混乱がないように進めていただきたいと思いますので、要望で終わらせていただきます。

○たけうち委員長

ほかにごございますか。

○芹澤委員

今回、値上げということではありますが、区民の負担感はなるべく少なくされながら、事業者の負担も検討して、税による補填も検討して、特に2年間、先延ばししてからこれが今出ているわけですから、基本的には賛成いたしますが、確認で、40円から46円になっていくと。粗大ごみに関しては2,400円から2,800円になっていくということで、おおむね15%とか18%ぐらいの上限値上げになるかと思っています。

区民の現実的な負担感ということで、身近なところでいうと、多分、粗大ごみが一番かかってくるだろうと思うのですが、粗大ごみというのは、200円と300円の券で対応されていると思うのです。これから品目の手数料に関してはご検討されるというお話がありましたが、例えば、200円のもの300円になってしまうと、50%急にどんと上がっていくわけですがけれども、全体としては15%か18%ぐらいの値上げをされる中で、粗大ごみの200円300円の手数料の上げ方というか、10%上げるというのは多分できないと思うのですが、そこら辺のご見解をお聞かせください。

○品川品川区清掃事務所長

この辺は誠に難しいところでございます。やはり粗大ごみの処理券の単位が300円と200円という中で、ここの中で値上げルールというものをやっつけていかなければいけないと考えておりますので、これは現実上、最低限多分100円単位で上げていかなければいけないという形になりますので、そのような形で値上げをしていくということになっていくかと思っております。ですので、例えば現行200円のもの、これについて値上げをせざるを得なければ、やはり300円という形でやっつけていかざるを得ないかと、現在のところは考えております。

○芹澤委員

ありがとうございます。今おっしゃるとおり、100円単位の券ですからそうだと思うのですが、確認で、一律に全部100円単位で上げていくということではなくて、例えば、300円のもの、400円のもの、400円のものもあれば、残念ながら100円単位で上げていかなければならない品目も出てくるだろうということによろしいのでしょうか。

○品川品川区清掃事務所長

まさにそのとおりで、これは多分品目別に値上げの上下がどうしても多少出てしまうということはあるかと考えております。

○芹澤委員

最後、要望で、全体的な値上げに関しては反対しておりませんが、区民の負担感がなるべく少ない方向で、うまくバランスを取っていただければと思います。要望で終わります。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○芹澤委員

賛成です。

○こんの委員

賛成です。

○のだて委員

区民や中小企業に負担を強いる、値上げするものであって、また、コロナ、物価高の下で、値上げする状況でもありませんので、反対です。

○松永委員

しっかりと4月から10月にかけて周知されていくということなので、しっかりとやっていただければと思います。賛成です。

○横山委員

賛成です。

○たけうち委員長

それでは、これより第111号議案、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

(3) 第116号議案 指定管理者の指定について

○たけうち委員長

次に、(3)第116号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○竹田住宅課長

それでは、第116号議案、指定管理者の指定についてをご説明させていただきます。資料をご覧ください。

まず、管理を行わせる施設ですが、品川区立区民住宅ファミリーユ西五反田西館および東館を指定管理者により管理を行うものでございます。所在地は記載のとおりでございます。

指定管理候補者は、株式会社東急コミュニティーでございます。

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

今回の選定につきましては、公募型プロポーザル方式により事業者を公募し、提案内容に関するプレゼンテーションを含めて審議を行い、候補者を選定したものでございます。

指定管理者の候補者選定までの経緯についてですが、7月4日に募集告知を開始し、窓口および区ホームページにて募集要項を配布いたしました。7月19日に実施した現地説明会には、3事業者が参加し、うち1事業者から応募の申請がございました。

次に、審査手続きにつきましては、お手元の別紙「品川区立区民住宅（ファミリーユ西五反田西館・東館）指定管理候補者選定結果等報告書」にてご説明させていただきます。初めに、報告書4ページ、Ⅲの1、指定管理者候補者選定予備委員会の概要でございます。選定予備委員会の委員構成、開催概要については記載のとおりでございます。審議内容といたしましては、事業者からの提案内容に基づく書面審査、財務分析結果および指定管理者候補者選定委員会への報告事項につきまして審議を行ったものでございます。

次に、5ページ(4)会議要旨でございます。各委員からの意見でございますが、「他区での実績を基に、ノウハウや対応事例を効果的に活用するためのマニュアルを整備している点が評価できる」や、「新型コロナウイルス感染症等で職員が勤務できなくなった場合は、社内でフォローできる体制になっているのが評価できる」などの意見がございました。また、23区での管理運営実績や具体的提案が評価されたものでございます。

経営分析の結果でございますが、財務内容が安定しており、当面経営に支障はないと評価されております。公認会計士によりますと、財政状態については、財政比率は良好、実質無借金であり、資金は余裕がある。健全な会計方式が採用され、財政状態は良好である。経営成績については、増収で、経常減益であるが、売上総利益率、販売比率、経常利益率は良好な水準であるとされております。

次に、(5)選考基準に基づく採点表でございます。こちらは、選定予備委員会の評価点数を合計し、全委員の点数の合計により審査を実施したものでございます。

続きまして、評価項目につきましては、最後のページ、別添1の資料をご覧ください。記載のとおり、

公的住宅に関する基本的な考え方、業務の執行体制、入居者管理計画、建物維持管理計画など、こちらに基づいて評価を行いました。

その結果が、恐れ入りますが、5ページに戻っていただきまして、(5)の採点表のとおり、1,000点満点中830点でございました。

次に、5ページ下、指定管理者候補者選定委員会の概要でございます。6ページ(1)の委員構成でございます。総務部長を委員長といたしまして、都市環境部長、外部評価委員といたしまして、大学教授、弁護士の計4名で構成されるものでございます。(2)の開催概要、日時、場所については、記載のとおりでございます。

まず、選定予備委員会の審査の経過および結果報告をさせていただきました。指定管理者候補者選定委員会の審議内容でございます。事業者からのプレゼンテーションの後、各委員から、入居者サービスの向上や緊急時の遂行体制に関する事項、社員に対する研修の実施状況や、管理経費などについて質疑応答がございました。

次に、会議要旨でございますが、各委員からの意見でございますが、防災センターでの24時間対応に加えて、区民住宅の近くに緊急対応を行うグループ会社の待機所があり、簡易対応は迅速に完結できる。また、全国展開を活かして、災害時は他地域から駆けつける体制が整備されている。災害が広域的な場合も、優先順位をつけて対応できるようにしている点が評価できる。さらに、看護師等の有資格者に24時間365日相談できる「健康相談ダイヤル」の設置提案は、既に他住宅で実施されているサービスであるため、実現性が高く効果も期待できるなどのご意見がありました。

次に、選考基準に基づく採点でございます。表に記載のとおり、指定管理者候補者は、800満点中680点で、85.0%と、選定予備委員会と同程度の評価となっております。

選定理由ですが、恐れ入りますが、報告書3ページをご覧ください。6、選定理由ですが、まず1点目として、公的住宅の管理実績が豊富で、ノウハウや対応事例を効果的に活用するための取組みが評価できるという点。2点目としては、区民住宅の近くにグループ会社の待機所があり、簡易対応は迅速に完結できる。また、全国展開を活かして、災害時は他の地域から駆けつける体制が整備されている点も評価できる。3点目として、入居者サービス向上のための提案は、「健康ダイヤル」など実現性が高く、入居者をハード面だけではなくソフト面からサポートする点が評価できる。

以上から、評価基準に基づきまして総合的に評価した結果、指定管理者としてふさわしいと判断できるため、株式会社東急コミュニティーを選定するというものでございます。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、資料の6に記載のとおりでございます。記載のとおり、手続を進めさせていただく予定でございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、今回、区民住宅の指定管理者の指定ということで、公募型プロポーザル方式でやったということですが、結局、応募されたのは1社のみだったということで、そうすると、プロポにした意味が半減、ほとんどなくなってしまうのではないかという感じがするのですけれども、1社しか応募してこなかったことについて区はどのように捉えているのか、伺いたいと思います。

また、区民住宅に指定管理者制度を導入している、その理由を伺いたいと思います。

○竹田住宅課長

2点ご質問いただきました。まず、今回のプロポーザルですが、広く公募し、7月の説明会には3社の参加がございました。説明会に参加した3社からは、提案に当たり熱心にたくさんのご質問をお受けしましたが、最終的に提案があったのは1社ということでございました。

他の2社からは辞退届の提出がありまして、応募の申請がなかったものでございます。民間企業ですので、仕様を見て、採算性とか、仕様に適切に対応できるか等々のご判断の下、残念ながら2社は辞退になったものと考えております。

今後、1社でも多くのご提案があるように、適切に対応していきたいと考えております。

○たけうち委員長

指定管理者について。

○竹田住宅課長

ごめんなさい。もう1点でございます。指定管理者の理由ですが、今回も、民間企業ならではの視点による対応の提案がございました。例えば、新型コロナウイルス感染症等で職員が勤務できなくなった場合、社内の同種の業務経験がある社員を配置できる、また、全国展開の体制を活かして、災害時に他地域から職員が駆けつけられるなど、民間企業ならではの対応が可能であったり、あるいは、「健康相談ダイヤル」という提案がありまして、こちらも民間企業ならではの視点から生まれたものであると考えておりますので、今後も民間企業のノウハウを活かして、指定管理制度を継続していきたいと考えてございます。

○のだて委員

なぜ指定管理者制度を導入しているかというところでは、民間ならではのところはたくさんご紹介いただいたのですが、それが導入している理由に当たるのかなと思いましたので、指定管理者を導入している理由について、もう一度ご答弁があれば、いただきたいと思えます。

それで、応募が1社だったというところでは、民間企業として収支などを考えてそうなったということでしたけれども、やはり区民住宅、公的な住宅の管理をしていくというところでは、なかなか利益を生み出していくというのは難しいのではないかと思います。だからこそ、この1社しか、既に今やられている事業者ですので、そういった中で実際の状況も分かるし、やりやすいのかというところで提案していただいていると思うのですけれども、そうした中でやはり公募をしてもなかなか応募がないという状況ですので、東急コミュニティーが受託をするメリットというのですか。なかなか利益が出ないと思うのです。そういうメリットがあるのかどうか、伺いたいと思えます。

それで、報告書のところも少し伺いたいのですが、今回、全体の総合点数は示されているのですけれども、実際に委員それぞれがどういうところを評価して点数をつけているのかということが分からないわけです。専門の学識経験者の方も入っていますので、そういった方たちがどういう評価をしているのか、あるいは、项目的に見ても、どこが評価されてこうした点になっているのかということが分からないのですけれども、そういったところもぜひ公表していくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

また、こうした指定管理のときに、情報が少ないというのは、この間、常々言っているところですが、今回、事業計画書というのが事業者から出されていると思うのですけれども、事業計画書もぜひ資料として出していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○竹田住宅課長

4つご質問をいただきました。まず、理由のところでございますが、先ほども少し申し上げましたが、

昨今の新型コロナウイルス等の感染で、場合によっては従事している全ての社員が、そこに勤務している全ての社員が勤務できないということも想定できます。そういった場合に、こちらの事業者ですと、23区内で12区、こういう管理業務を受託しております。例えば、目黒区、港区、世田谷区等でございます。ですので、近隣の同業務を行っている方に駆けつけていただく、あるいは、全国展開、52万の民間のマンション等を含めまして、こういった住宅の管理をしておりますので、全国から応援を呼び寄せられるという、これは直営ではとてもできないような手厚い体制だと思っております。

それから、今回、提案で少しびっくりしたところなのですが、「健康相談ダイヤル」ということで、ハード面のみにも私どもどうしても目が行くところですが、やはり居住者の方のソフト面、心理的なサポートも必要という点から、24時間365日対応できる「健康相談ダイヤル」という提案がございました。これは私どももハード面ばかりに目が行ってしまったので、民間ならではのすごく新鮮な提案だと考えておりますので、指定管理者制度を今後も継続したいと思っております。

それから、1社のみということの理由でございますが、今回、3社、説明会にはご参加いただいたのですが、その中では大小様々な企業にご参加いただきました。今回の指定管理者候補者に劣らないような実績のある事業者もございましたが、残念ながら、辞退ということになりました。確かに現在受託しているところがさらに受託しやすいという側面はあると思いますので、今後、どのようにしたら参入が可能なのかということも研究していきたいと考えております。

それから、委員の発言というところですが、先ほど申し上げましたとおり、委員からはご発言がありまして、今回の外部委員の方は、弁護士の方はマンション管理士の資格をお持ちの方で、非常にマンションの管理状態等も詳しい弁護士でございます。それから、大学教授の方につきましては、1級建築士の資格を持っていらっしゃる方で、建物を通した生活デザイン等の論文を多数書かれている方でございますので、専門的な見地から今回ご審議いただいたものと考えております。ただ、どの方がどういう発言をされたかという公表は難しいと考えております。

それから、計画書の公表でございますが、計画書、非常にボリュームの多いものですので、ホームページ等の掲載は難しいと考えております。

○のだて委員

まず、外部委員の方の発言とは私は言っていないのですが、点数はそれぞれ選定委員会では4名、予備委員会では5名いるわけです。そういったところで、個人名を出せというのはないかもしれませんが、点数をそれぞれ出していただく、あと、項目ごとに出していただくということで、その人がどこを評価しているのかということが分かると思うのです。そういったところで点数を公表していただきたいということで伺ったのですが、その点、いかがでしょうか。

事業計画書は、ホームページ公開ということですが、それも当然やっていただきたいのですが、この審議の場にも資料としてぜひ出していただきたいと思うのです。そうすることで、事業者の提案というのが分かるわけです。議会としてこの事業者がどうかというのを、この場で判断しなければならないにもかかわらず、事業者の提案がよく分からないという状況になってしまっています。そういったところで、やはり資料を充実させていくということが必要だと思いますので、そういった対応をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○竹田住宅課長

個々の委員の点数でございますが、各委員の点数に大きな開きはなかったというところでございます。今回は各委員の点数の公表は考えていないところでございます。

それから、事業者の提案内容でございますが、先ほども申し上げましたが、非常にボリュームの大きいものですので、今回は委員の評価できる点を通して、特徴的なところをご説明させていただいたと思っております。

今後、提案内容等をどのような形でご説明することが一番最適なのかについても、考えていきたいと思っております。

○のだて委員

今回、示すことはないということですが、ぜひそういった資料の充実はお願いしたいと思えます。いろいろ公表していただいて、その下で判断できるようにしていただきたい。これは強く要望しておきたいと思えます。

それで、そうすると、公表しないということなので、今聞くしかないのですけれども、テーマごとに主に得点が高かったところというのはどこになるのか。大きく分けても10項目ありますけれども、その点を伺いたいと思えます。

今回、この調査の中で、労務関係についての調査というのはしているのでしょうか。区として委託をする事業ですので、その下で働く方がどういった状況なのか。低賃金で働いていないか。官製ワーキングプアを生み出してはいけないと思うのですけれども、そういった点の検討、調査というのはどうされているのか、伺います。

○竹田住宅課長

採点項目に基づきまして採点したわけですが、どの項目についても、非常に高点数でございました。特に、特筆して挙げられるのは、まず、建物に対する維持管理計画でございます。こちらについては、先ほどご説明しましたが、緊急時の対応が非常に期待できること、それから、新たな提案として、長期修繕計画の作成というのも提案されております。例えば、2回の大規模な修繕工事を含む30年以上の計画、こちらの指定管理期間は5年間ですけれども、30年を見越した計画も併せて提出するという提案を受けております。これはどういうメリットがあるかといいますと、長期的な修繕等を適切に行うことによって、コストを削減し、建物の長寿命化ができて、建物全体のライフサイクルコストの低減が実現できるというところでございますので、建物維持管理計画についても高点数でございました。

それから、執行体制についても、十分な人員が配置されていること、それから、入居者管理についても適切に行われているというところが特に点数の高かったところでございます。

それから、どういった事業者なのかというところでございますが、人件費率が47.3%ということで、標準的であると認識しているという回答を得ております。

それから、この業務に携わる人員の平均賃金が455万円となっておりますので、もちろん全ての社員が最低賃金を上回っているという状況ですので、適切な雇用関係の下、勤務されている方によって運営されるということを確認しております。

○のだて委員

この事業者の人件費が47.3%ということで、標準的ということですが、管理をしていく中で、経費がかかるというのは管理人の業務がメインなのかと思うのですが、その中で、そうすると、人件費が一番大きいのかと思うのですが、それが半分を下回っているというのは標準的なのかどうか、その考え方を伺いたいと思えます。

それで、賃金のほうは、最低賃金は上回っているということですが、区の委託している事業で、最低賃金を上回っていればいいのかと思うのです。労働組合の調査では、やはり全国どこでも一般的な

暮らしをするためには、最低賃金1,500円が必要だということになっておりますので、やはりそうした水準へ持っていくことが、区の委託する事業として必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

今回、仕様書を見ると、事業者がいろいろ入居者の資格審査ですとか、世帯員の調査業務というのもあったり、滞納処理業務もあります。そうすると、特に滞納などでは、入居者の生活状況が分かってしまうと思うのです。そうした、とてもセンシティブな個人情報が分かってしまうということで、こうした中で個人情報の保護などはどのようになっているのか、区としては、こうした入居者の状況というのをどのように把握されているのか、この点も伺いたいと思います。

○竹田住宅課長

先ほど人件費率47.3%ということでご紹介しましたけれども、こちらの委託費の内訳の中でやはり一番多いのは、維持管理に伴う点検工事等でございます。非常にそちらのボリュームが多いので、適切な人件費であっても、47%というところでございます。

これはあくまでも参考ですが、一般的に、企業の規模や業種によって、何が適正なのかというのは様々あるところですが、一般的には、サービス業は40から60%というのが適切と言われておりますので、こちらの数字、適切なものと考えております。

それから、最低賃金を上回っているというのは、あくまでも一つの例として申し上げたもので、最低賃金は十分上回っておりますので、適切な雇用関係にあるものと考えております。

それから、個人情報の点でございますが、こちらの企業は個人情報保護について非常に重点を置いておりまして、例えば、プライバシーマークという民間の認証制度、一般財団法人が提示しているプライバシーマークというものですが、これを14年間認証していたり、あるいは、社員に細やかな研修制度を行っているというところで、個人情報については非常に力を入れている企業というところでございますので、その点も十分準備ができています指定管理者候補者だと考えてございます。

○のだて委員

労務の関係では、サービス業は40%から60%が人件費、標準だということですが、結構間があると思うので、そのところはしっかりと労務の調査をしていただいて、労働者の方が低賃金などで働いていないかどうかというのは見ていただきたいと思います。

それで、個人情報のところは優良だということですが、多くの入居者の方の状況が民間企業の方に分かってしまうということになりますので、そういったことは避けていくべきではないかと思えます。

また、滞納とか、入居している方の生活状況を把握して、すぐに区の窓口につなげていくということも私は必要だと思います。そういったところで、以前は直営でやられていたと思うのですけれども、そうすると、区の職員の方が区民の生活実態を把握することもできますし、それを知ったところで区の必要な窓口につなげていくということもできると思うのですけれども、こういったことが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

あと、先ほどあった「健康相談ダイヤル」、こういった視点というのは、むしろ区が持つべきなのかと。管理ということで、ハード面に目が行くのも分かるのですが、やはりそうした区民の生活をどう支えていくかという区としての視点が必要だと思いますので、そうした区民を支えていくという視点についてどのように考えているのか、伺います。

○竹田住宅課長

まず、個人情報の点でございますが、委員ご指摘のとおり、個人情報を保護していくというのは非常

に難しいことだと思います。我々区の職員も、個人情報の保護については、定期的に何度も何度も研修等を受けて、意識が低下しないように努めているところでございます。

こちらの事業者におきましても、どんなにハード面を充実させても、個人情報の漏えいというのは防ぎ切れないところがありますので、最終的には、そこに働く社員の方の意識というのが非常に重要だと考えておりますので、ハード面も、漏えい防止ソフトの導入や、遠隔監視等充実しておりますが、まずは社員の意識の啓発もしているというところでございます。

それから、区の窓口につなげてはどうかということですが、今現在、例えば、3か月滞納が続いたような方につきましては、指定管理者に任せ切りにするのではなくて、区のほうにお越しいただいて、区の担当職員が丁寧に聞き取りをしまして、それではこういった解決方法はどうでしょうかということ、時間をかけて丁寧に対応しているところでございますので、指定管理者だけに任せるという状況ではございません。

それから、相談ダイヤルのことでございますが、こちらにつきましては、区がやるとした場合、区民住宅にお住まいの方だけを対象にするというのはいかがなものかと思っておりますので、もしこういったものが必要ということでしたら、区全体を対象にした体制づくりが必要ではないかと考えております。

○のたて委員

3か月滞納した方については区のほうでも聞き取るということですが、できればそれを早め早めに対応していくということが重要だと思います。そうしたことは、区が職員としてもともと対応すれば、すぐ分かるわけですし、今おっしゃられた対応というの、どうやって払っていくかということだと思うのですが、その裏の背景には、コロナで仕事がなくなったとか、そういった問題があるわけですね。そこに合わせた支援につなげていくということが私は必要だと思うのですけれども、いかにかということと、やはりそういった面では、区の直営でやっていくということが望ましいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○竹田住宅課長

今現在も、滞納されている方については、まずは指定管理者が、1か月や2か月でも遅れた方については、文書をお送りしたり、あるいは電話、あるいは訪問等をしているところでございます。

先ほど3か月の例を申し上げましたけれども、直近では、そういった3か月でこちらに来ていただいてお話を伺ったという例もございます。

委員がおっしゃるとおり、今、コロナということで、一時的に収入が減少したという方も多数おられると思いますので、滞納に至った経緯等を丁寧に聞きまして、こういった返済方法があるのかというのを、お話を伺いながら、一緒に考えていくという姿勢で臨んでいるところでございます。

○たけうち委員長

直営が必要ではないかと。

○竹田住宅課長

そういった状況から考えて、役割分担をしていくという観点からも、指定管理者による指定管理ということは必要だと考えております。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。

○横山委員

まず、こちらの参考資料の指定管理者候補者募集要項からお伺いしていきます。こちらの6ページ

の9番の(2)の③夜間・休日の緊急修繕および災害・犯罪・事故発生時の危機管理体制というところがあるのですが、こちらですが、例えば、危機管理体制についてどのような形で今回提案があったのかということを確認をさせていただけたらと思います。ベランダの火気の取扱いですとか、その辺り、もし確認できればと思いました。

また、指定管理者業務仕様書の9ページですけれども、その他の業務の(3)関係機関・団体との連絡調整業務の2番目のところ、「近隣との相互理解・協力は不可欠なことから、入居者には、町会への加入を積極的に働きかけること」とあるのですが、それはどのような働きかけをされているというご提案があったのかということのを、まず確認させてください。

○竹田住宅課長

まず、夜間・休日の緊急体制、管理体制ということですが、建物の1階部分に防災センターというのがございまして、そこには24時間365日、警備員がおりますので、緊急時にはまずそちらにご通報いただくということになっております。

それから、ご通報いただいた場合の対応につきましては、こちらも細かく、30分経過したときはどうするのか、2時間経過したときはどうするのか、それから、3日後、1週間後等、時期を区切って対応方法が細かくマニュアル化されておりますので、そういったものに基づきまして、適切に対応できることが期待できるものでございます。

それから、自治会への加入ですが、急に自治会に加入してくださいと申し上げて、なかなか気が進まないという方も大勢いらっしゃると思いますので、まずはそこにお住まいの方々、あるいは、近隣の方々と接する場というのを設けていくことが肝腎だと提案されておまして、例えば、マルシェの開催等の提案を受けているところでございます。

なかなか今までコロナ禍という中で、こういったイベントの開催というのは難しい状況でしたが、今後、状況を見ながら、そういった居住者の方、あるいは近隣の方々との接点が生まれるようなイベントを開催していけるようにしていきたいと思っております。

○横山委員

ありがとうございます。災害・犯罪・事故発生時の危機管理というところ、大変重要になってくるかと思っておりますので、区からもいろいろリクエストですとか、これまでのいろいろな経緯等もあると思っておりますので、十分留意していただいて、連携していただきながら進めていただきたいと思いますので、こちらは要望とさせていただきます。

もう一つの別紙のほうですけれども、選定結果等の報告書になりますが、3ページの6番、選定理由の(3)ですけれども、先ほど来、「健康相談ダイヤル」のお話がありました。ソフト面からのサポートをするということで、大変重要な取組かと思っております。また、別のページのところ、7ページですか、「住民に対して実施したアンケート結果のフィードバックや、各自治体の事例について社内で蓄積されている情報を区へ提供してもらい、うまく活用してほしい」などの委員の意見等もあるのですが、こちら、関連しているかどうかは私のほうでは分からないのですが、すみません、あと、5ページのところにも「健康相談ダイヤル」の設置の提案についても書いてありますけれども、こちら、まず、相談員、看護師等ということでご説明があったのですが、どういった資格を保持している方なのか。看護師以外に心理というお話もありましたので、もし看護師以外に把握している部分がありましたら、資格のほうを教えていただけたらということと、あと、先ほどの他区の、他自治体の事例についてみたいなのところも、こちら、すぐく納得できるご意見だと思ったのですが、うまく活用してほしい

というところの詳細が分からなかったので、こういった趣旨でうまく活用してほしいと委員の方がおっしゃっていたのかというところを確認させていただきたいのと、また、こちらの意見に対して、指定管理者候補者から何かフィードバックがあったのかどうか。この意見を受けて、区とお話ですとか、何かする機会等が今後あるのかどうかというところも教えてください。

○竹田住宅課長

まず、「健康相談ダイヤル」でございますが、こちらは、品川区の区民住宅ではまだ実施してございませんで、ここの事業者においては、ほかの公営住宅等で実施しているというところで、それを今回、指定管理を受託した場合は実施していきたいというものでございます。

ほかの自治体の実施状況を聞きますと、やはり近年はコロナでご相談の件数が増えているというところを聞いておりますので、こういったものが品川区の区民住宅にもあったら、居住者の方の精神的なサポートに非常に役立つと期待しているところでございます。

それから、アンケートの実施というところでございますが、こちら、品川区の区民住宅ではまだ実施しておりません。ほかの自治体で実施しております、非常に参考になるご意見をいただいているというところなので、今回、実施したいという提案でございます。アンケートの方法につきましては、全戸に投函してお答えいただくというところでございます。

それで、ほかの、全国的な公営住宅の傾向として、全戸に配布すると、三、四割の方からご回答いただいているというところでございます。多く集まる意見では、やはり生活のルールとか、修繕時の対応方法、その他、騒音とか、不法駐輪とか、そういったものがほかの自治体では寄せられているということですので、同様なご意見を頂戴できるのではないかと考えているところでございます。

それから、選定委員会が行われて、その後のこの件についての事業者との接触というのはしておりませんので、今後、指定管理者に決まりましたら、ご提案いただいた内容をどのような形で実施することが一番効果的なのか、有効なのかというのをしっかり詰めまして、4月以降を迎えたいと考えております。

○横山委員

理解いたしました。ありがとうございます。「健康相談ダイヤル」、入居者の精神的サポートですとか、そういったところが今すごく大事になっておりますので、私もいろいろお話をお聞きして、期待しております。

また、アンケートの実施等も他自治体で既に実施されているということで、事業者にはノウハウがありますので、こちらもぜひ活用していただけるのかと思いましたので、よろしく願いいたします。

また、もう1点ですけれども、5ページの(4)の会議要旨のところですが、「積極的に区内業者と連携する意識があり、取引実績や再委託する際の社内体制も整備できている」ということですが、こちら、どのような連携のイメージなのかというのが分からなかったのですが、ご説明をいただけたらと思います。

○竹田住宅課長

こちらの事業者、建物を維持管理するに当たって、100社以上の業者と契約していると聞いております。そのうち一定数は区内業者ということでお聞きしておりますので、十分区内業者とも連携して、区内業者のノウハウ、あるいは区内業者ですからすぐに駆けつけることも期待できますので、そういった面から、区内業者ともしっかり連携して、対応していただけるものと考えてございます。

○横山委員

ありがとうございました。

すみません、私が聞き漏らしてしまったのかもしれないですけども、健康相談ダイヤルのところに
戻るのですが、看護師以外の資格の部分、もう一度、すみません、確認させてください。

○竹田住宅課長

すみません。漏れておりました。私が聞いているのは、看護師等と聞いておりました、それ以外の方
がどういう資格を持っているのかというのは確認できていないです。

○たけうち委員長

ほかにご発言ございますか。

○こんの委員

今回のこの東急コミュニティーは、指定管理の実績としては、そうすると3回目になるのでしょうか。
認識としては、西館が平成20年から、東館のほうが平成21年からだったかと思うのですが、
そうすると、今回3回目の実績と認識しておりますが、それでよろしいかという点と、1回目2回目3
回目となったときに、それぞれ選定するに当たっての選定委員会で、プロポーザルでこういうことをし
ていきます、1回目よりも2回目、2回目よりも3回目と、ご提案をしてこられたと思うのですけれど
も、いわゆる区として1回目から2回目で住民の方からいただいた課題等々、そこら辺は、2回目を受
けられるときに、その課題を解消するということも見てきているのか。そこら辺の、選定をしていく、
提案は確かにいい提案だと思います。その一方で、住民の方が課題と思ってきたところの手当てとい
うのはきちんと解消されてきていたのか、その点もチェックされてのことだったのか、その辺を伺いた
いと思います。

それから、先ほどの7ページですかね。そうすると、新規としてご提案があったアンケートの実施、
それから、「健康相談ダイヤル」というご提案、こうしたことで指定管理のいわゆる契約金額、こうし
たものも前回より少し上がっていくのか、その辺の具合も教えてください。

○竹田住宅課長

まず、日々挙がっている課題については、指定管理者と解消に向けて話し合っておりますので、新た
な選定につきましても、横一線といいますか、今まで受託していた会社、新たに提案のあった会社の差
が出ないように、横一線で選定させていただくというふうを考えております。

それから、アンケート、あるいは「健康相談ダイヤル」は別に費用を要するものなのかというところ
ですが、提案書には無料で行いますということで明記されているところでございます。

○たけうち委員長

今回何回目かというのは。

○竹田住宅課長

回数でございますが、委員がおっしゃられたとおり、当初は東館、西館別々の指定管理者でしたけれ
ども、スケールメリットを出すという意味からも、時期を調整しまして、同じ時期に、同じ指定管理者
で行うという形に変更しまして、3回目ということで今回を迎えているところでございます。

〔翌日「4回目」と答弁訂正あり〕

○こんの委員

ありがとうございます。3回目ということで、課題等はその都度対応してくださっているとい
うことで、新たな住民の方へのサービス向上といったところで、アンケートや健康相談、こちらは契約的には
差が出ないというか、そこは無料でやってくれるというところで、分かりました。

参考までにこのことをお聞きしたのは、いわゆる3回目になりますので、お互い緊張感のある関係でこれからもお仕事をお願いし、受けていただく、こうしたことをお願いしたいという思いでお聞きいたしました。

慣れているというか、これまでの実績があるからこそ、品川区としても安心してお仕事をしていただけるでしょうし、また、東急コミュニティーとしても、品川区のこういったところをきちんと手当すればいいのかということも、実績の上で分かってきていらっしゃると思うので、双方、これからも緊張感のある関係でお仕事を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○芹澤委員

賛成です。

○こんの委員

賛成します。

○のだて委員

今回、事業者には、入居者の収入や査定のことなど、個人的なことが分かってしまうということと、区の職員であれば、区民の実態をつかんで、施策に活かしたり、支援が必要な場合には窓口につなげていくということもできます。

こうした理由から、株式会社に委託するのではなく、区直営でやるべきですので、反対です。

それと、ぜひ情報をいろいろ公表していただきたいということは、意見として述べておきます。

○松永委員

これまで様々な実績がある指定管理者であり、安心して任せられる企業だと思いますので、賛成です。

○横山委員

賛成いたします。

○たけうち委員長

それでは、これより第116号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

3 請願・陳情審査

(2) 令和4年請願第17号 航空需要が回復したとしても、羽田新飛行ルートは必要無くなりました、よって国に対し運用停止を求める請願

○たけうち委員長

それでは、次に、予定表の順番を入れ替えまして、予定表3、請願・陳情審査を行います。

初めに、順番を入れ替えまして、(2)令和4年請願第17号、航空需要が回復したとしても、羽田新飛行ルートは必要無くなりました、よって国に対し運用停止を求める請願について議題に供します。

本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○たけうち委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

それでは、私からは、請願第17号に関連し、羽田空港の機能強化についてご説明いたします。お手元のA4資料頭紙をご覧ください。

初めに、1、質問主意書および答弁書についてですが、お手元のA4縦、左上とじ、別紙1をご覧ください。こちらは請願の中でも記載されておりますが、衆議院議員の質問主意書に対し、令和3年6月25日付の内閣からの答弁書になります。

資料をおめくりいただきまして、1ページ目をご覧ください、右から左に流れていく文書になっておりますが、一から三まで、3点質問がなされております。そのうち本請願に関連する内容の質問一を読み上げさせていただきます。

「一、航空機の離着陸時に生じる『後方乱気流問題』について国際民間航空機関（ICAO）の動向を受け、我が国でも2020年3月26日から成田国際空港、羽田空港の離着陸機について、『後方乱気流区分の再分類に伴う管制方式問題の試行運用』が行われ、2020年11月5日付けで管理方式基準が改正されたと聞く。これらの措置によって到着機間、出発機間の管制間隔が短縮されることになると思うが、この間の試行運用が管制間隔短縮に与えた効果について明らかにされたい」と。

これに対する国の回答ですが、資料をおめくりいただき、質問に対する答弁書をご覧ください、答弁書の1ページの一の回答を読み上げさせていただきます。

「一について。御指摘の『後方乱気流区分の再分類に伴う管制方式問題の試行運用』及び『管制間隔短縮に与えた効果』の意味するところが必ずしも明らかではないが、国土交通省においては、令和2年3月26日から同年11月4日までの間、東京国際空港（以下『羽田空港』という）及び成田国際空港において、先行機と後続機の相互間の間隔を短縮した後方乱気流管制方式（以下『新方式』という）について試行運用を実施し、安全性に問題がないことを確認した上で、同月5日から新方式による運用を開始している。新方式の運用により、先行機と後続機の組合せにより先行機と後続機の相互間の間隔が短縮される場合があることから、より円滑な航空交通が確保され、航空機の飛行時間の短縮に一定の効果があると考えている」でございます。

この件に関しまして、区としましては、後方乱気流管制方式により、従前の海上ルートに戻しても増便が可能なのではないかと、国のほうに確認させていただいております。そうした声は、関係他区の、他自治体からも声として上がってございました。

ここで、お手元の別紙2をご覧くださいませでしょうか。こちらは、東京都のホームページで公表されているものとなりますが、赤囲みの部分をご覧くださいませ、こちらは、令和3年11月1日に開催されました羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会分科会での主な意見と国の回答になります。

赤囲みの部分を読み上げさせていただきますが、「国から後方乱気流管制方式と羽田空港の処理能力について説明。先日、『現行の管制システムであれば、需要が回復しても従来の海上ルートでの増便が可能であることを、今年6月25日付の国会答弁で認めている』というような引用をされた一部報道があった。6月25日付の国会答弁とは、同日付の『質問主意書に対する答弁書』を指していると思われる。この答弁書においては、羽田空港において令和2年11月から開始した新たな後方乱気流管制方式により、空中における飛行中の航空機相互の間隔が短縮される場合があることから、『飛行時間の短縮に一定の効果がある』と示している。一方で、羽田空港の処理能力については、空中における飛行中の航空機相互の間隔ではなく、空港における離着陸時の航空機の滑走路占有時間などの要素に左右されるため、この新たな後方乱気流管制方式の運用が羽田空港の処理能力を増加させることはない。このため、新たな後方乱気流管制方式によって、『需要が回復しても従来の海上ルートでも増便が可能である』というご指摘は事実と相違しており、国として認めた事実もない」と、国のほうは公式に回答されてございます。

この中身につきましては、国の国土交通委員会の中でも同様の質疑がなされ、国の航空局局长が同様の答弁をしているというような状況でございます。

次に、請願書の1の(5)にあります、令和4年5月3日にCルートで2分を切る着陸があったとする点についてですが、こちらについても国に確認してございます。A4資料の頭紙にお戻りいただきまして、3の南風運用時における運航便数についてをご覧ください、羽田新ルートについては、計画では、「羽田空港のこれから」に記載のとおり、C滑走路の着陸が1時間に30便となっており、また、C滑走路からの離陸が約5便となっています。このことから、国は、C滑走路は離着陸機が共に存在し、到着機の間隔が2分を切る場合もあるとしております。

続きまして、頭紙資料の4、固定化回避検討会の検討状況についてですが、第4回検討会資料より抜粋したものを添付させていただいておりますが、記載の2方式の導入について国は現在検討を進めております。曲線経路を含む進入方式であること、また、(2)の飛行方式のデメリットに最低気象条件が高く、視界のよい好天時に限定される旨が記載されております。

しかしながら、これは再三にわたり国に対し具体的な経路を早急に地図等に示していただきたい旨を求めておりますが、まだ具体的なものは示されておられません。区としては、引き続き国に対し、具体的な内容を早期に示すよう求めてまいります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回の請願ですけれども、前回の議会にも出された請願者の方が提出されて、前回、区内の過半数を超える町会長・自治会長101名が署名をしたというところで、その続きの請願だと思います。

そもそも私、羽田空港での増便の必要性自体があるのかという疑問があります。しかし、その上でも、国の言う増便が可能だということで、海上ルートに戻してほしいということで今請願がされておりますけれども、こうした中でまた同じ、続けて2度目の請願が出されてきた下で、区はどのように受け止めているのか、伺いたいと思います。

それで、今回、新たに前回の審議なども含めて、請願者の方が町会長を回ったそうなのですが、その中でも、区が国の考えをそのまま答弁しているという姿勢がひどいということで、声も寄せられて

いるそうです。そうした下で、やはり区としての判断が求められているということだと思っております。その点について、区の認識を伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

まず質問の1点目の、前回から引き続いて出された請願の内容も含めての区の受け止めというところでございますが、国は羽田空港の機能強化、増便について取組を進めているという中で、その増便が可能な方法が、今現在行われている新ルート、品川区上空を飛行するルート以外の方法で実現するのであれば、区としてもそれを選択していただきたいという思いは当然持っております。

その中で、今回、前回もそうですが、後方乱気流で一定航空機の間隔が詰められるという方式が採用されて、これは区だけではないのですが、ほかの区も同様に、国のほうにその方法を採用して海上ルートに戻しての増便が可能ではないのかというところの確認を、問合せを強くさせていただいたところでございますが、先ほどご紹介させていただいたような、公式の連絡会の中での国の説明というところでございます。これは重ねてになりますが、国会の委員会の中でも、航空局の局長が同様の答弁を申し上げているというところでございます。

町会の方々、今、委員のほうから、区が国の説明をそのまま伝えているというところでございますが、疑問に思うところ、可能なことがないかというのは、今回の件に限らず、国のほうにはその内容の確認を再三強く求めさせていただいているところでございますが、最終的な技術的などところも含めて、事業を行っている国の中で、このような回答がなされているというところでございます。

今回の後方乱気流の件も含めて、やはり町会を含め、地域の方々、区民の方には丁寧にその内容を国のほうからしっかり説明していただけるように、こちらについても併せて国のほうには申し入れているというところでございます。

○のだて委員

やはり住民に騒音とか落下物、大気汚染、資産価値の低下などなど、様々な被害を及ぼしている羽田新ルートに対し、区に反対表明をしてほしいという声の一端だと思います。私もそのとおりだと思うのですが、まず、固定化回避のことですが、区は早急に案を出してほしいということですが、この請願にも書かれていますけれども、今回新たに着任した森澤区長が選挙中に、固定化回避検討内容は品川区上空での曲線着陸であるということを確認しておられたと書かれています。

この下で、結局、この固定化回避の案が出てきたとしても、やはり品川区の上を飛ぶことになってしまふということだと思いますけれども、その認識をまず伺いたいのと、区長はそういう認識だということですので、区がその下で固定化回避を見守っていくという姿勢は、区長の姿勢とずれるところがあるのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

今現在、国で実施していただいている検討状況についてのお話でございますが、国のほうは、現状の羽田新ルートを将来にわたり固定化せず、現状から可能な限り環境影響の軽減につながるルートの見直しができないかというところで、これは区のほうでも国に求めてきた内容でございますが、そうした形で今検討が進められていると。

先ほどご紹介しましたが、絞り込みが行われている2方式については、曲線飛行で飛行が検討されているというところと、視界が悪いときは採用できないというところも、デメリットとしてうたわれていると。

ただ、委員のほうからは、結果が出たとしてもというお話でございますが、これはまだ具体的な結果

が示されていないというところでございます。やはりこの具体的な結果を早急に地図等に落として示していただけるように、区としては引き続き国に強く申入れをしていきたいというところでございます。

○のだて委員

結果をすぐ示してほしいということですが、その結果が出ていないということですが、区長の認識としても、品川区の上を結局飛ぶことになるということですが、その下で、やはりその結果を待っているだけでいいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

やはり区として、羽田新飛行ルート、運用停止を求めることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

区としては、現行の羽田新飛行ルートが、今後一切検討されることなく、管制技術の進展だとか、そうしたことも踏まえもせず、ずっとこれが固定化することがないように国に申入れをして、国のほうでも、現行から少しでも環境影響の軽減につながるルートの見直しがないかどうかについて今検討していただいているという状況でございます。

区としては、やはり少しでも環境軽減につながる見直しが行われるように、具体的な提示を早急に求めていただきたいというのが区の姿勢でございます。それとともに、やはり区長のほうが、今回の一般質問でも答弁させていただきましたが、各地域における具体的な生活実感としての影響ですとか、そうした区民の皆様の声、意見などを詳細に把握、分析して、結果を関係自治体等とも連携しながら、しっかり早期実施を含む具体的な解決策を国に働きかけていきたいというところでございます。

○のだて委員

アンケートをしながら実態をつかんでということですが、それは実態をぜひつかんでいただきたいと思うのです。それをやりながら、既に私はやはり固定化回避検討会というのが、品川区の上を結局飛ぶことになってしまうと思うのです。その区の認識を伺いたいと思います。

この間、羽田新ルートの運用を実施されてから2年半以上たって、もうすぐ3年という状況ですが、実施されてすぐに固定化回避検討会が設置されましたが、いまだに結果が出ていないということで、区民にはずっと被害が押しつけられているという状況になっています。実際、だから、固定化されてしまっていると言っても過言ではない状況になっていると思いますけれども、その点も区の認識を伺いたいと思います。

先ほど来、区としても、視界が悪いときは、検討しているルートは実施できないということですので、そうすると、今の新ルート、品川区の上を縦断というのですか、下りてくる新ルートは、この検討案が出されたとしても実施されることになってしまうと思いますが、その点も伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

前提としてまだ、先ほどご答弁しましたが、まず一つは、具体的な検討案が示されていないというところでございます。

それから、飛ぶことになることに対しての区の認識ということでございますが、現行ルートがそのまま見直しも行われず将来にわたって、これも繰り返しになりますが、そのまま継続し運用されていくことがないように、先ほど委員のほうから、これが結果固定化されているのだというお話もございましたが、それがまさに今のルートを全く検討せずに、10年20年30年、今後継続して運用されることがないように、少しでも軽減される方法があるのであれば、そちらをぜひ選択していただきたいというところ、区のほうでは求めているというところでございます。

基本的に全般的なところとしましては結果がまだ示されていませんので、その点を早急に結果を示していただけるように、これも繰り返しになりますが、今後も強く国に求めていきたいというところがございます。

○のだて委員

視界が悪いときに対応できないということで、今、検討している案、そこについて、結局、今の新ルートを実施することになるということについての認識を伺ったので、そこも伺いたいと思います。

それで、結果を早く出してもらおうという繰り返しの答弁ですけれども、やはり実際問題、品川区の上を飛ぶことになるということで、将来にわたってと言いますけれども、将来、そうしたら、区の姿勢としては、10年後、少し変わればそれでいいのでしょうかと思うのです。直ちに変わっていただきたい。私は、区民の被害をなくしていくためには、やはりこの羽田新ルートの運用を停止することこそ必要だと思えますが、いかがでしょうか。

○鈴木都市計画課長

視界が悪い場合には従来の運用が行われるというところのお話でしたが、これも繰り返しになりますが、資料には、デメリットとして視界が悪い場合の点が記載されてございますが、それに対して対応していくのか、ほかの方法があるのか、具体的な内容がまだ全く示されておりませんので、ご質問に対するお答えができないというところがございます。

それから、将来示された場合に、少しでも環境影響の軽減につながるルートの見直しが行われていく形を今まさに求めているわけがございますので、それを具体的に早期に示していただきたいというところがございますが、それとともに、今回、区民アンケートを実施して、実態的なところをしっかりと国に届けながら、具体的な解決策を国に働きかけていきたいというところがございます。

○のだて委員

答えられないということですが、実際問題として、検討の中で、天候のいいときしかできないということで、RNP-ARというものとRNP+WPというどちらの検討でも、運用可能な気象条件ということで、好天時ということになっておりますので、天候が悪い日は、今実施されている新飛行ルート、品川区の上を飛ぶルートが実施されるということになってしまいます。やはりそれをなくしていくためには、新ルート運用停止ということをこれは強く求めたいと思います。

また、アンケートを実施して、実態を把握して求めていくということですが、ぜひ実態はつぶさに、いろいろと住民の身体的あるいは精神的な被害ですとか影響というのをつかんでいただきたいと思えますけれども、それに併せてぜひ賛否も取っていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

今回出されているのが、実際に、運用について、滑走路の飛行機間隔を縮めることができるというところで、以前の海上ルートでも増便可能だということになっておりますけれども、これ、実際に2分を切る到着機の間隔が報告されています。30分間で17機通過したということで請願にも書かれておりますけれども、そうすると、滑走路の占有時間としても、2分を切る状況で運用可能ということだと思うのですが、その点を伺いたいと思います。

実際に滑走路の1機当たりの占有時間というのはどのくらいになるのか、そこも伺いたいと思います。

○鈴木都市計画課長

区民アンケートの質問、内容については、これは今後しっかり検討していきたいというところがございます。

それから、2分間隔を切るという、請願の内容にも示されているところがございますが、これは今回、

お手元にご用意させていただきました資料の頭紙、この点についても国のほうに、3番のところになりますが、先ほどもご紹介させていただきましたが、もともと羽田新飛行ルートが運用される以前の国の説明の中でも、これは、現在の「羽田空港のこれから」、それから運用開始前の各自自治体への説明の資料の中にも、C滑走路の到着便については1時間30便程度と。それから、離陸が約5便程度というところで、国のほうは、基本的には滑走路は着陸あるいは離陸含めて1機しか使用できないというところですので、基本的には、従前、もともと到着機の間隔が2分を切る場合もあるというところは、当初から資料の中でも記載していたというところでございます。

それから、具体的な1機当たりの滑走路の占有時間については、それは状況によってもしかしたら違うかもしれませんが、その中身を国のほうには確認できておりませんで、手持ちにはございません。申し訳ございません。

○のだて委員

滑走路の占有時間というところで、もともと国のほうでは計画をしているということですが、そうすると、今回、飛行時間を短縮する効果があったということで答弁書にも出ています。その下で、滑走路、着陸してくる間隔、ここに変更はないということでしょうか。従来どおりの、後方乱気流管制方式を使用した上での滑走路上の短縮というのは今はないということなのか、伺いたいと思います。

また、資料の中の、C滑走路については離着陸機共に存在して、到着機の間隔が2分を切る場合もあるということがどういう意味なのか分からなかったので、もう少し詳しく教えていただきたいと思いません。

○鈴木都市計画課長

後方乱気流の方式を採用して、上空で間隔が詰められて、そのまま詰めた間隔で着陸すれば、これは、増便につながるのではないかとというのは、説明を伺ったときに、この形のものが公表されたときに、それは区としてもそう考えまして、国のほうに確認をさせていただいたところでございます。

それで、その回答が、先ほどの別紙2の中でお話しさせていただいた、この運用方式は羽田空港でも既に運用されているが、羽田空港の処理能力というのが航空機の滑走路の占有時間などの要素に左右されるということで、増便につながることはないという国の回答でございました。

それから、もう1点目が……。

○たけうち委員長

2分を切る意味。

○鈴木都市計画課長

失礼いたしました。お手元の資料で、C滑走路の着陸が1時間当たり約30便と。着陸機であれば、おおむね2分間隔で着陸してくると。C滑走路が着陸のためにしか使われなければ、おおむね2分間隔ということだと思います。

着陸をしながら、その1時間の中で5機が離陸していくということですので、着陸機と離陸機が同時に滑走路には存在できないということですので、30プラス5で35、1時間当たり35機ということですので、状況によっては2分を切る場合もあるという国からの説明でございます。

○のだて委員

区としても、上空の間隔が詰まれば、滑走路上でも短縮できるのではないかと考えたということですから、やはりそういうことができるのではないかとと思うのですが、国としては、増便するものではないと言っているのですけれども、なかなかそのところが私は納得がいけないと思います。

実際には、羽田新ルートをやらなくても、従来どおりの海上ルートで増便が可能なのではないかということが、航空専門家、評論家の杉江氏からも指摘がされておりますので、やはりそういったことができると思います。

ぜひ品川区としても、国の言う増便というのできるということで、運用停止を国に求めていただきたいということは強く要望しておきたいと思います。

そして、今回の請願の今後の進め方ですけれども、ぜひこれ、採決をしていただきたいと思います。この間、運用されて、既に2年半以上たっているというところで、区民への被害が続いている。これを先延ばしにしていくわけにはいかないと思いますし、来年4月には改選にもなりますので、ここでやはり請願者の方々が出された思いを議会としても受け止めて、採決をしていくべきだと。皆さんにこれは呼びかけたいと思います。

○たけうち委員長

ご意見ですね。

それでは、ほかにご質疑ございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和4年請願第17号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○芹澤委員

本請願について、我が会派からは継続でお願いします。

様々お話がありましたが、まず大前提となる、この新方式で増便ができるできないというところの事実誤認が一つあるのかと思いますが、ただ、それを除いたとしても、思いは非常に理解しておりますし、私も五反田エリアですから、ほかの区議も多くのお声をいただいて、今、選挙の話もありました。改選期という話もありましたが、我々としては、選挙の前だからという話ではなくて、運用が始まる前も、運用が始まった直後も、決議を上げて、しっかりと地域の声をお伝えしてきたつもりであります。今はまだ結果としては出ていないということですが、引き続きこれは検討していただきたいという思いは述べさせていただきます。

もう一方で、新しい技術があって、新方式になって、スピードが若干上がっていくというような話もありましたので、これは、直接増便には関わらないということですが、これからも新たな技術が出てくるだろうと思っていますので、これは国に任せ切りにせずに、区としても新技術をしっかりと見つめていただいて、要望できるところはしっかりと要望を引き続きやっていただければと思います。

○こんの委員

本請願については、継続でお願いしたいと思います。

理由は、増便できないというお話、質疑もありましたけれども、事実に対して認識が誤っているのか、異なっているのか、そういった点が1点。それから、区としてはこれからアンケートを実施するということがありますので、そうしたことを注視していきたいということと、また、国への固定化回避、これについてはこれまで区議会としても、町会長はじめ区民の皆様の不安払拭、こうしたことで区議会全会一致で決議しました国への意見書、これを提出しておりますので、これを重く受け止めまして、その意見書に基づいて、今検討されております固定化回避検討会が行われている、この行方をきちんと

議会としても注視していく必要があると思いますので、よって、この請願については継続とさせていただきます。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択を主張します。

今回、改選前というお話もさせていただきましたけれども、やはりこのまま継続ですと、棚上げで廃案となってしまいますので、今、区民の方たちが出されたのは、今結論を出してほしいということだと思います。なので、結論を出していただきたいということと、区民に騒音や落下物などの被害を与えている羽田新ルート、すぐにでも運用を停止すべきだと私は思います。先ほどそうしたうるさいということとか、いろいろ思いはあるということですので、やはりそれを区民の声として受け止めて、議会としても運用停止を求めていくべきだと思いますので、また、国の言う増便も海上ルートで可能だと思いますので、採択です。

○松永委員

本日結論を出す、そして、採択いたします。

この請願に書かれております内容に、前回審議された結果を各町会長・自治会長様にご報告に回り、そして再度信託を得たとあります。我が会派といたしましては、これを重く受け止めなければならないと考えております。そして、一日でも早く騒音や落下物といった区民の生活の不安、問題を解決するためには、海上ルートに戻す方法しかないと考えております。また、固定化回避検討会が開かれ約2年半たちますが、結果が出てこないのが現状です。このことも踏まえて、この請願に対しては採択いたします。

○横山委員

本日の議論では、区民アンケートにて、区が区民の皆さんの様々なご意見ですとか実態を直接お聞きしていく予定だということ、また、内容の一部は、事実と相違している部分があるとの確認をいたしました。

引き続き区民の皆さんの心に寄り添って丁寧に説明、確認していく必要があると考えておりますので、継続をお願いいたします。

○たけうち委員長

それでは、本日のところは継続にするというご意見と結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本請願を継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

ありがとうございます。賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本件を継続といたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時06分休憩

○午後1時10分再開

○たけうち委員長

休憩前に引き続き、建設委員会を再開いたします。

なお、傍聴者が1名追加となりましたので、ご報告させていただきます。

(3) 令和4年陳情第57号 自己資金0支払い能力なし「権利能力なき社団」小山三丁目第一・第二地区再開発準備組合等に関する陳情

○たけうち委員長

それでは、次に、(3)令和4年陳情第57号、自己資金0支払い能力なし「権利能力なき社団」小山三丁目第一・第二地区再開発準備組合等に関する陳情について議題に供します。

本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○たけうち委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○多並都市開発課長

私からは、陳情第57号に関する事項についてご説明させていただきます。「武蔵小山賑わい軸地区におけるまちづくりの動きについて」と題した資料をご覧ください。

まずは、これまでの経緯についてですが、資料に記載の地図の中で、緑色で囲った範囲が小山三丁目第一地区で、平成24年5月に再開発準備組合が設立されております。また、オレンジ色で囲った範囲が小山三丁目第二地区で、平成30年3月に再開発準備組合が設立しております。再開発準備組合とは、地区内の地権者で組織する任意の団体で、準備組合の皆さんで決めた定款や活動計画、資金計画等に基づき、運営がされております。

現在、準備組合では、再開発組合の設立に向け事業計画の検討が進められており、より精度の高い計画となるよう、あらかじめ地権者のご了解をいただいた上で、各地権者がお持ちの建物等の調査を行っている、準備組合より説明を受けております。準備組合では、来年度の組合設立を目指しているところで、組合設立の認可に際しては、法令の規定に基づき、事業を遂行するために必要な経済的基礎およびこれを的確に遂行するための能力が十分であるかなど、認可権者である東京都が確認する仕組みとなっております。

組合が設立された後に、事業地外へ転出をご希望される方につきましては、土地・建物の買取りなど、資産に関する補償金を権利変換期日までに、また、動産移転補償などの土地の明渡しに関する損失補償は、明渡し期日までに受け取れることが法で規定されております。また、補償費の金額につきましては、今後、再開発組合が設立された後になりますが、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて再開発組合が補償基準を策定し、この基準に基づき算定していくこととなります。

なお、市街地再開発準備組合理事会は、準備組合規約に基づき総会で議決された活動計画を遂行する役割を担っております。また、市街地再開発準備組合事務局員も同様に、総会で議決された活動計画を遂行するために、事務局運営の支援を行っております。

今後も引き続き、住民主体で事業を進められるよう、区も支援していく考えでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回、武蔵小山駅前の小山三丁目の再開発について、様々説明を求めていますとか、いろいろ書かれた陳情となっています。それで、この中の3番目のところは、いろいろな関係者がいて、この指揮命令系統というのがどうなっているのかということだと思います。そこを伺いたいのと、あと、いろいろな問題で問合せをしたりする際に、誰に問い合わせたらいいのかということもあると思いますので、その点についてもお答えいただければと思います。

それで、4番のところは、今いろいろな情勢が変化をしているところで、この陳情にも書いてありますけれども、ロシアによるウクライナ侵略ですとか、コロナが起こったりですとか、今、物価高騰にもなっているということで、いろいろとこの再開発事業が破綻してしまうかもしれないという不安があると思います。それは、やはり破綻してしまうと、準備組合員や地権者にもこの負債が求められるのではないかと、そういう不安についてどうなるのかということだと思いますので、そのところを伺いたいと思います。

あと、5番目、6番目あたりに書いてある発言の件ですけれども、貧乏人には買えないだろうとか、あと、三菱地所の社員の方が、私たちはまちがどうなってもいいという発言をしたということですが、こうした発言について、区の感想を伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

まず最初の、いわゆるデベロッパーとかゼネコンと言われている、準備組合の中で事業協力者と言われている方々の役割と、全体的な指揮命令のお話だったと思うのですが、これにつきましては、先ほど、冒頭にご説明させていただきましたとおり、再開発準備組合の中で、その中で活動計画というのを決めることになっています。その活動計画を進める上で、まずは役員の方々がそれを担って進められることと、あと、事業協力者が事務局という形でその活動の支援をするということで、そういう役割なので、指揮命令としましては、要するに再開発準備組合の総会で皆さんで決めた議決が、決めた指揮というのですか、そういう大本になるものでございます。

もう一つの間合せにつきましては、そういういろいろな動きがあるので、準備組合の事務局という組織が支援することになっています。なので、事務局がいろいろな橋渡しをするような連絡先になっていると思いますので、ご連絡いただくような体制になっているところでございます。

再開発の、もう一個の破綻についてのお話ですけれども、これにつきましても冒頭ご説明を少しさせていただいたところですが、まず、これから再開発の組合の設立をされるところです。されるときに事業計画というのを立てなければいけなくて、この事業計画が破綻しないような計画をこれから定めていただいて、認可するという順序ですので、まずはそういうことがないようにするということですので、破綻した場合を想定するのではなくて、しないような計画にすることを皆さんでお話し合いいただいて、また、その先のことも考えながら、皆さんでどういう役割分担、組合を設立した後も、今度は参加組合員という形でデベロッパーなりゼネコンが参加されますので、その方々との役割分担をどうするかということも、皆さんで話し合いながら組み立てていただくというのが重要、そういうふうになっているかと思います。

あと、この陳情にありました発言のところでございますけれども、これにつきましては、やはりまず、その前後のいろいろな、何というのですかね、話の流れが分からない中で、区で明確にこうだと答えるのはなかなか難しいところであるのですけれども、ただ一言でお話しするところであれば、やはり地域の方からすると、この再開発事業というのがどんな事業で、何の意義があつてやっているのかということが一番重要なことだと思いますので、まずは、この再開発というのが、なぜ皆さんが集まって計画し

て、それを実行していく、それがどういう効果がある事業なのかということを知ることが非常に重要なかなと思いますので、今後も機会を捉えながら周知はしていきたいと思うところでございます。

○のだて委員

この破綻のところは、破綻しないようにということですが、いろいろ変化があつて、物価高騰などもありますので、いろいろ工事費にも跳ね返ってくると思うのですけれども、そうしたときのこうした様々な状況の変化が、どうマンションなどの販売価格に影響してくるのか、そのところを伺いたいと思います。

あと、住民への発言、デベロッパーの発言などのところは、事業を周知していくことが重要ということですが、居住者の全ての方がこうだとは私も思いませんけれども、そうした分断が生まれてしまうということは、やはり問題なのではないかなと思います。今まで古い町並みのときには、多分皆さん、一緒に暮らしてきたにもかかわらず、超高層マンションができて、その他の人たちとの違いを強調するような方が出てきてしまうと、そうすると地域に分断が生まれてしまうと思うので、そういった面でもやはりコミュニティが破壊されているのかなと思うのですが、その点、伺いたいと思います。

それと、この陳情の中で、宮沢氏の発言が出てきて、それによって破綻になるという話でもあると思うのですけれども、その点についての区の認識を伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

まずは……。

○たけうち委員長

マンションの破綻。

○多並都市開発課長

そうですね。マンションのまず破綻のところの話かと思えますけれども、これにつきましては、まずは先ほどご説明しましたように、事業計画を立てるに当たって、まずはその事業が円滑に進むようにということで事業を進めます。もう一個お話ししたのが、事業計画を立てる際に、組合というのが今度設立されますので、組合を設立させていただく際に、参加組合員がそこに構成されることになります。その組合と参加組合員との役割分担を、契約という形で決まってしまうと思うので、そこが非常に今後の事業を進めてく中で、契約というのですかね、そういうを進めるのが一番重要なことなので、それを皆さんで今考えられているところでもありますので、それが重要なところだと思います。

もっと先の話からすれば、もっと想定外のことが起こった際ということですが、これにつきましても、やはり認可する際に、事業計画を認可しているというのがありますけれども、その後の計画の見直しがあった際には、計画の変更という形で必ずまた認可をすることになりますので、その際に行政のほうでもチェックさせていただいて、補助をさせていただいている区の役割もありますので、そういう中でもしっかりとその状況を見極めながら進めていくということが、肝要かなと思っています。

もう一つはコミュニティの話かと思えます。これにつきましても、やはり再開発を進める中で、今まで住まれた方々が、権利変換という形で新しいビルに住まれるわけですが、また新たにそこに住まれる方もいらっしゃる中で、その中でコミュニティがまたということだと思います。これにつきましては、再開発だけではなくていろいろな民間の今の開発の中でも、新しい住人の方と今までいた方とのコミュニティというのは非常に重要なことであり、地域振興部ともよく連携しながら、あと、実際には地域センターがありますので、そこともよく連携を図りながら、地域コミュニティというのを構築することは取り組んでいかなければいけないかなというところで、それは連携しながらやっ

と思っています。

あと、最後のところ、これにつきましてはまだ検討段階のものでありますので、今後、制度化なりいろいろな動きがあったときに検討すべきことかと思っておりますので、まだ、要するに区としては注視している段階と考えているところでございます。

○のだて委員

ぜひ、コミュニティの分断が実際生まれているというところは、重く受け止めていただきたいと思えます。

それで、今、準備組合がいろいろ進めているわけですが、準備組合の後、本組合設立になっていくわけですが、準備組合で今、資産評価や補償の話をしているというところで、ここで補償の約束をしたときに、本組合にそれが100%引き継がれるのか、その担保というのですかね、そのところも伺いたいと思えます。

そうした中で、やはり準備組合がまだ本組合になっていないのに、こうしたことをやっていいのかという思いも陳情者にはあるのかなと思えますので、そこについても伺いたいと思えます。それはなぜかといったら、補償などの説明をしていく中で、説得の手段として使われているのではないかということだと思うのですけれども、その点についても伺いたいと思えます。

○多並都市開発課長

まず、補償の件ですけれども、これも冒頭説明させていただきましたが、今後、法律に基づく組合が設立した後に、その組合の総会で決議された補償基準に従って算定していくこととなりますので、約束したから出すというのではなく、きちんと基準に基づいて出さなければいけない、根拠がある補償になりますから、そういう早く、何というのですかね、そういう今おっしゃったような約束はできない仕組み、透明性があるような仕組みになっているということです。それはよく準備組合のほうにも、そういうのをもし誤解されている方がいらっしゃったら、そういうことはないですよということをきちんとしっかり伝えていただくようには、伝えたいと思っております。

あと、組合の設立前にそういう調査をなぜやるかということですが、これにつきましても冒頭説明しましたが、これから組合設立に際して事業計画を立てるのですけれども、その事業計画を立てる際に、今、準備組合の皆さんが合意するに当たっても、より精度が高い事業計画でないと、後で変わってしまうといけませんから、より精度が高い事業計画を立てたいと。そうすると一番重要なのは、今ある、皆さんがお持ちの資産をしっかり把握しておかないと、計画の精度が高くないと。これを見させてほしいということで、想定でやるのではなくて、具体的に見させていただきながら精度を高めたいというのが、今、準備組合が進めている進め方ですので、そういう内容でやっているものとご理解いただければと思います。

○のだて委員

そうした説明の中で、合意させようという説得に使われるのではないかということなので、そのところも伺いたいと思えます。

今の答弁の中で、先にご説明いただいた感じですが、この陳情の中に、再開発に合意すれば補償を20%増額するというので、そういううわさが立っているということですので、本当にこうしたことがあるとすれば、合意させるためにこの補償を出すということで、取引みたいになっているということですので、それは問題ではないかと思うのですが、区はこうしたことが行われているうわさなどを聞いたことがあるのか、伺います。

○多並都市開発課長

まず最初の説得という言い方のところですが、これにつきましては、先ほどの建物の調査などをやる際には説明会を開いて、その中で皆さんにご説明しているということですので、個別でやっているわけではないです。まず説明は皆さんにしていると。ただ、調査に入るときには調査会社がやりますから、そのときには必ず準備組合の事務局も一緒に立ち会って行っているということですので、要するに、同意をもらうために説明に行っているわけではなくて、調査をやるために行っているもので、そういうやり方を今やられているということです。それは、準備組合からそういう説明を受けています。

あとは、うわさというのですかね、先ほどありました増額があるようなうわさというのは、要するに、それはもちろん不適切な内容です。区としてはそういう話は直接、今回のこの陳情の前には受けておりませんが、これについては、こういうことがないように、しっかり権利者の皆さんにご説明するようにということで、これは必ず準備組合に伝えていきたいと思っているところでございます。

○のだて委員

不適切なことがないようにということなので、それはぜひそうしていただきたいと思います。

それで、こうした再開発が住民の暮らし、あるいは仕事を奪って進められているということで、それがやはり一番の問題で、この陳情の中にも書かれておりましたが、高齢の住民は再開発の追い出しにおびえて、不安で頭がいっぱいになって、体調を崩して眠れぬ夜が続いていると。やはりこうした気持ちだと思えるのですね、住民の方は。こうした状況を生み出しているこの再開発というのは、中止にすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、本組合設立のスケジュールは、今回、説明会の中で行われているということですが、その内容について区が知っていれば、お答えいただければと思います。

○多並都市開発課長

まずは、住民の皆様のご不安というところでございますけれども、今住んでいる方がご不安だということもありますし、あと、よくお話をお聞きしますが、耐震性に課題があるお住まいの方が、早く再開発を、改善を図れる、皆さんで早く改善を図りたいということはよくお聞きするところです。ここの事業を進めるに当たって、皆さんが集まって、このまちにどういう課題があるかと、それを改善するためにみんなで考えた計画を実現していくということですので、やはりそれを皆さんで考えながら一歩一歩進めていくことが重要であり、それを、合意をいただきながら手続に従って行っていくということですので、区としては、もともと地域の方がまとめられた案をまとめさせていただいて、それを、今、都市計画であったり、今後、事業認可ということになりますけれども、そういうステップを踏みながら、確認させていただきながら、進めていくものだと考えているところでございます。

もう一つ、本組合設立の内容という感じですかね。

○たけうち委員長

スケジュール。

○多並都市開発課長

失礼しました。本組合設立のスケジュールでございますけれども、これにつきましては、今確認させていただいているのは来年度、要するに令和5年度中に組合設立をしていきたいということでお話を聞いているところでございます。

○のだて委員

この再開発の問題は、耐震性に不安のある人はやってほしいということですが、それは当然、耐震性のある建物に建て替えていくと、あるいは改修していくということが必要だと思うのですが、そこに、今のまま住み続けたいというほかの人を巻き込んで、3分の2の同意があれば、3分の1が反対していても強制的に土地や建物を奪うという、この再開発を進めていくということがやはり問題だと私は思います。3分の2の同意で強制的に再開発できてしまう、つまりは住民の追い出しをしていくというこの仕組み自体、私は問題だと思うのですが、区のことを伺います。

○多並都市開発課長

再開発事業の進め方についてでございますけれども、これにつきましては、法令の中で、組合設立について、一定の割合の方の合意をいただく手続とするということで、全て法令に基づき手続が定められているところでございます。区としましては、やはりその法令で決まっていますから、それを遵守して進めていく事業は、適正にやっていかなければいけないと思っているところでございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。

ほかにご質疑ございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和4年陳情第57号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党からお願いします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択をお願いいたします。毎回お伝えはしておりますが、地元の方が中心となって再開発をするべきであって、それをどちらか、止めるもなく進めるもなく、地域の声を支援していくというのが行政の立場だと思っておりますので、誤解とかがあれば、そこは情報提供はしっかりしていただければと思います。

○こんの委員

本陳情については、本日結論を出すということでお願いします。先ほどの質疑を聞いておりましたけれども、法的にきちんと定められた手続で進められているということを確認しました。一方で、関係者の方々の様々なご意見があるということは、引き続き、区も現在サポートしてござっておりますし、ご意見も伺ってござっているということもありますので、よって、この陳情については不採択といたします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、趣旨採択を要望します。住民の生活を壊す再開発をやめてほしいという思い、また、この生活の不安から様々説明してほしいという趣旨は分かりますので、趣旨採択。

○松永委員

本日結論を出すで、不採択をお願いいたします。先ほどもお話があったように、法的にきちんと、しっかりと進められており、また再開発に関しましても、地元住民が主体となって集まって、いろいろな意見があって、それで作られるものだと考えておりますので、この陳情に関しては不採択でお願いします。

○横山委員

本日結論を出すで、先ほどの説明、議論を踏まえまして、不採択をお願いいたします。

○たけうち委員長

それでは、本陳情については、結論を出すことのご意見でまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○たけうち委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については挙手により採決を行います。

それでは、令和4年陳情第57号、自己資金0支払い能力なし「権利能力なき社団」小山三丁目第一・第二地区再開発準備組合等に関する陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

(1) 令和4年請願第16号 武蔵小山駅前再開発地域の環境改善を求める請願

○たけうち委員長

次に、(1)令和4年請願第16号、武蔵小山駅前再開発地域の環境改善を求める請願について、議題に供します。

本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○たけうち委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○多並都市開発課長

私からは、請願第16号に関した事項について、1番と2番については都市開発課長から、3番については健康課長からご説明させていただきたいと思っております。

まずは、「武蔵小山駅東地区におけるまちづくりの動きについて」という資料をご覧ください。

まずは、位置と経緯についてご説明させていただきます。資料に記載の位置図をご覧ください。武蔵小山パルム駅前地区は地図の左側の範囲の地区で、平成26年に市街地再開発組合が設立し、平成31年に建物の工事が完了しております。次に、武蔵小山駅前通り地区は地図の右側の範囲の地区で、平成28年に市街地再開発組合が設立し、令和3年に建物の工事が完了しております。

市街地再開発事業を行う際の風の影響についてですが、恐れ入りますが次のページをご覧ください。紙で言うと裏側です。建物の建設前に、都の技術指針に定められた風洞実験により、建築前と建築後の風環境の変化を予測しております。また、建物の建築後に現地にて風の観測調査を行い、予測時、建物建築後ともに、資料中段に示しております風環境の評価基準の領域A、Bの基準領域内に収まることを確認しております。また、風環境の評価基準は、東京都の環境アセスメント等で用いられる風工学研究

所の提案による風環境の評価基準を用いており、領域Bという評価は、低層市街地相当、住宅地と中高層市街地の中間的な街区で見られる風環境とされております。

次に、武蔵小山パルム駅前地区と武蔵小山駅前通り地区間の道路についてですが、武蔵小山駅東地区地区計画において、幅員8メートルの区画道路5号、その南側に幅員4メートルの歩道状空地10号の配置計画を位置づけております。武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発事業によりこの両施設を整備しておりますが、一部の区間に事業地外の箇所があるため、歩道状空地の幅員が2メートルとなっているところがございます。しかしながら、2メートルの歩道状空地の中央に接道部緑化を目的として植樹した樹木があるため、より円滑に通行できる歩行者の空間確保ができないかというご意見が、当該敷地を管理する建物の管理組合から出されており、現在、この建物の管理組合の方々が改善策についてお話をされているところと聞いているところでございます。

○若生健康課長

私からは、請願項目3についてご説明いたします。

パークシティ武蔵小山敷地内の駅前商業スペース、ザ・モール1階の喫煙所につきましては、区の健康課にも問合せがございまして、12月上旬に職員が現地確認をするとともに、施設側の管理権原者にヒアリングと指導を行ったところでございます。今回、喫煙所は、建物内に設置された密閉式の喫煙所であり、かつ煙は屋外へ廃棄されており、健康増進法等の法令上違法性がないことから、区として管理権原者へ廃止を指導することはできません。ただし、隣接する通路への排気口の設置につきましては、具体的な規制等はないものの、健康増進法第27条第2項において、施設の管理権原者は喫煙場所を定める際、「望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない」とする配慮義務が定められております。このことについて管理権原者にお伝えしたところ、空気清浄機の設置を検討しているとの回答を得ました。

区といたしましては、当該対応状況を見守るとともに、今後も必要に応じて管理権原者に対して配慮義務を丁寧に説明するなど、引き続き適切に対応してまいります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

まず、1点目の植栽の件ですけれども、実際にこの白いネットがかけられているということで、その状況を区がつかんでいたらご説明いただきたいのと、あと、ご説明の中で、建設後も風環境を調査しているということですが、建設前と後で風速がどれだけ強くなったのか、そこを伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

まず、この白いネットですけれども、資料の2ページ目の写真の奥のほうを見ていただいて、手前が先ほどご説明した2メートルの歩道状空地ですが、その奥に白いネットがかぶっている樹木がある、これのことかと思えます。このネットにつきましては、植樹をして間もない樹木については、樹木の新しい芽を保護する観点から、樹木の保護の観点で覆っている白いネットということで確認しているところでございます。これにつきましては、一定程度生育したら、維持管理の中でももちろん取っていくこととなりますので、それは、このマンションの管理組合の樹木管理の中でチェックしながら行っていくということで、確認しているところでございます。

あと、環境影響評価の風の件かと思えますけれども、これにつきましては、まず、風の評価につきましては、先ほど少しご説明させていただきました、建物を建てる前に風洞実験を行う。要するにまだ建っていませんから、風洞実験を行って、その前後の予測をして評価をするということで、評価を行う基準としては、先ほどもご説明した風工学研究所が出している、この資料の中段のところに表がありますけれども、4段階の表で評価することになっていまして、この環境アセスの中でも、領域A、Bの中に収まるようにということで指導しているところでもありますので、それに準じて区のほうでも確認させていただいているところがございます。まずそれを、内容については都市計画案の説明会など、区のほうでも住民説明会の中で、建てる前、都市計画の段階でご説明させていただいて、住民の方に広くご説明させていただいているところです。

それが、建った後もやはり確認しなければいけないだろうということで、それを事業者が調査することになっていまして、区のほうでその調査した結果を確認して、当初の計画したものと大きく、領域Bの中に収まっていることを確認しまして、それで変わらないということで確認しているという仕組みとなっているところがございます。

○のだて委員

この白いネットは樹木の保護のためということなので、そうすると、今回、落ち葉がいろいろ飛んできて、それを防ぐためのものではないということか、その確認をさせていただきたいのと、あと、やはり保護しなければいけないということでいくと、樹木の生育には、風の問題なのですかね、よくない状況なのかなと思うのですが、樹木の保護をした理由を伺いたいと思います。

それと、風の関係で私が聞いたのは、建てる前と後での風の違い、風速何メートルというふうになったのか、そこを伺ったのですけれども、風洞実験を行っているというのは、何も対策しなかったときと、した後の差というのを調査していると思うのですが、そこを含めて、あと、建物が建つ前と建てた後の違いについても伺いたいと思います。

○多並都市開発課長

まず、落ち葉を防ぐものではないと先ほどご説明させていただきましたが、守るためのものですので、防ぐものではないということです。ただ、風が吹く、強いと想定される場所には、常緑樹を植えさせていただくような計画になっていますので、要するに葉が、常緑樹ですから、全然落ちないわけではないですけれども、一定程度葉が茂っている形になる樹木にしていると。今度は、樹木を植えたばかりですとなかなか生育、保護しなければいけないということです。ネットをかぶせているということです。そういう因果関係になっておりますので、そういうご理解いただければと思います。

あと、前後の風の数値の件ですけれども、これが風工学研究所の評価のやり方なのですね。これは、何メートルでという、これだけではなくて、1年間データをずっと取りまして、1年間、どの方向から何メートルの風が吹いているかというのを全部データを取って、それを評価していくという形になっていますので、一概に瞬間的になったのがというのを比べるのではなくて、1年間のデータを比べるということで、その評価をA、B、C、Dという中でやっているということです。そういう評価の基準でやっているということで、そうご理解いただければと思います。

○のだて委員

ネットのところは、今、ネットをかけているということで、暴風対策をしたと思うのですけれども、その効果としては、効果が半減したり、そういったことはないのかどうか、そこを伺いたいと思います。

それと、この風洞実験などの環境影響評価のところですが、1年間のデータで評価していると

いうことであれば、その1年間のデータで、風が強くなったのか、何メートル強くなったのか、そのところをお答えいただけたらと思います。

併せて聞いていきたいと思うのですが、歩道のところですが、今、実際に、その写真にもありますけれども、この狭い通路のところに植栽がいっぱい植わっていて、植栽升もあるので、大体通路の半分以上が土の部分であるというところで、本当に歩きにくい。私も以前にそうした声をいただいて、見に行ったことがあるのですけれども、歩行者でもあまりここを通りたいと思わないような状況になっています。ましてやベビーカーや車椅子では通れないということになっていますので、これを、もともとあったものではなくて、先ほど沿道植栽で植えたということですので、なぜこれを植えてしまったのかと思うのですけれども、請願にも書いてありますが、人を大事にする視点が欠落しているのではないかと、歩行者の視点というのが欠けていたのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○多並都市開発課長

まず、樹木のネットの件ですけれども、これにつきましては、ネットをかぶせて効果が低い、高いというのではなくて、そもそも樹木を育てて、それで風を対策する樹木にするということですので、もちろん植えた当初、生き物ですので、いきなり育つわけではないので、それが育つように保護するということですから、そういう意味合いです。それでやっているものですので、効果というよりは、効果を高めるために今育てている段階とご理解いただければと思います。

あと、風のデータですけれども、これにつきましても、先ほどの説明の繰り返しになってしまうのですが、評価の仕方が、何メートルから何メートルに増えたのではなくて、1年間のデータを全部集約して、その中で、何十%の確率であった風が、平均が何メートルでという評価をいろいろして行って、それを総合的に評価して、我々に分かりやすく出てくる表現が、このA、B、C、Dという4段階で表現されているということですので、それが領域Bに収まっているのが計画でも分かっている、実際建てた後も、測ると、同じBで収まっているということですので、それを確認しているということをご説明しているところでございます。

○たけうち委員長

木をなぜ植えたか。

○多並都市開発課長

失礼しました。樹木ですけれども、今の資料の2枚目の写真にある樹木の件でございますけれども、これにつきましては、接道部緑化といいまして、道路に面して緑を植えるということで、これは基準で定められているので、高木という形で植えさせていただいたところです。当初とすると、そこを、何とこののですかね、縫いながら整備しようというのと、あともう一個は、地区計画という計画の中で、先ほど、事業地外が2メートルあるので、2メートルしか整備できないというお話をしましたけれども、逆に言えば、あと2メートル、事業地外、計画する部分があります。これにつきましては、ちょうど事業を行っている際に、その地権者の方々ともいろいろご相談しながら、その確保ができないかというのを事業者が進めていたところなのですが、結果として広がるところまでは至らなかったというところで、現時点としては2メートルの歩道状空地が確保されている状態になったということで、実際そういう形になったため、今お住まいの管理組合の方々が、では違う方法でできないかと。それで今、お話しの中で、接道部緑化を満たしながら歩道の歩ける部分を確保するという方法を検討されているというところでございます。

○のだて委員

風のところは、いろいろデータを取っているのですが、何メートル強くなったかというのは多分、分かるのではないかと思います。分かればそれを答えていただきたいのですが、そうしたら、その領域でAからBに変わったところというのはあったのか、そこを伺いたいと思います。

それと、歩道のところは、本当になかなか通れないという状況になっていますので、管理組合のほうでも検討しているということですから、ぜひそれを、歩行者の方が通りやすいように改善していただきたいと思います。

喫煙所のところです。これはもともと2階に喫煙所があったということで、1階に移ってきました、今こういう状況になっているわけですが、1階に移動してきた理由というのは何なのか、伺います。そのところで今、いろいろ配慮義務なども管理者にはあるということ、やられているということですが、実際、この排気口などが通路に面しているということで、臭いもするということで苦情があるということです。それはぜひ改善していただきたいと私も思いますけれども、改めて区のお考えを伺いたいと思います。あと、健康面から見てこうした状況はどうなのかということも含めて、ご説明いただければと思います。

○多並都市開発課長

まずは風の件でございますけれども、これはAがBに変わったという捉え方を区ではしていませんので、B領域に収まっているかどうかを確認させていただいて、それが実際どうだったかというのを確認させていただいています。そういう確認の仕方をさせていただいています。

あと、喫煙所の件の最初のご質問ですが、これにつきましては、先ほどもご説明した小山三丁目第一地区、これから再開事業を進めていくこととなりますけれども、それを進める際に、デッキでつながることになります。ザ・モールとデッキでつながることになるのですが、その際に、ちょうどその計画したデッキのところが喫煙所になっていることが分かりまして、2階にあったわけです。それを、今後のことを考えれば移したほうがいだろうということで、現在の場所に移したということで聞いているところでございます。

○若生健康課長

それでは、ご質問の残りの部分についてお答えいたします。

まず、2階から1階に移したことによって、いろいろ臭いですとか、そういったところも生じていると。そういうところに対しての区の認識というか、見解を改めてということでした。繰り返しになりますけれども、区といたしましては、管理権原者が新たに空気清浄機の設置を検討しているという回答をいただいておりますので、実際、置いてみてどうだったかというところを、きちんと状況を見守りながら、その後、必要に応じて、その後も何かお声があった際には、その都度、管理権原者には丁寧にご説明なり指導なりということをしていきたいと考えてございます。

なお、健康面からのということでございます。当然、受動喫煙、煙等、たばこには、この請願の内容にもあるとおり有害物質というのが含まれておりますので、そういったところが、ひいてはがんの発生率を高めたり、あるいは様々な疾患の原因となっていくものでございますので、健康を所管する私どもとしましては、そういった望まない受動喫煙をなくすというところに、今後も努力をしていきたいと考えてございます。

○のだて委員

では、最後に1点だけ。この空気清浄機を設置すると、200種あるとされるいろいろな有害物質というのは取り除くことができるのか、超微粒子化学物質と書いてありますけれども、それを取り除ける

のかどうかというところを確認させてください。

○若生健康課長

実際にどういう製品でどういう機能のものが置かれて、それがどういう有害物質、いわゆるPM2.5とかというような微粒子等の除去ができるかどうかというところについては、まだその内容について詳しく、現在、設置されているかどうかは所管としてまだ未確認な状況ですので、そのあたりは今申し上げることができないのですが、以前に管理権原者から、管理組合から、設置を検討しているといった製品のカタログを見せていただいたところ、そういったタバコの臭い成分は99%除去できるですとか、あるいは、タール、ニコチンなどの汚れ成分の99%を除去、PM2.5にも対応といったような記載があるところは確認してございます。

○たけうち委員長

のだて委員、まとめてください。

○のだて委員

臭い成分は99%ということですが、PM2.5という話もありましたが、やはり有害物質がないよというということで、住民の方に望まない受動喫煙がないようにしていただきたいと思ひますし、様々再開発が行われたことでいろいろな住環境の悪化が起きているということで、再開発を進めてきた区としての責任というのですか、そういったところはどのように考えているのか、最後に伺ひます。

○多並都市開発課長

再開発につきましては、造って終わりではなくて、やはり造った後も地域の方と一緒に進めていくものですので、今もやはり新たに再開発を進めていくところでもありますので、今も、造った方とこれからやられる方も一緒に情報連絡会という形でお話しをしながら、まちづくりを進めているところでもありますので、区としては、また今後、この武蔵小山のまちづくりがより円滑に進むよう、よりよいまちづくりになるように支援していくとともに、地域とともに進めていきたいと思ひているところでございます。

○たけうち委員長

ほかにご発言ございますか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和4年請願第16号の取扱いについて、ご意見を伺ひたいと思ひます。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願ひます。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党から願ひいたします。

○芹澤委員

本日結論を出すで、不採択で願ひします。ご要望の内容として書かれているところが、区道でもなく区の敷地でもないというところが大きくあります。加えて、今回要望いただいているところも、前向きに先方も検討いただいているというところでもありますので、それは注視していただければと思ひます。

○こんの委員

本請願につきましては、本日結論を出すで願ひしたいと思ひます。先ほどの質疑をお聞かせいただひいて、一部、樹木のネットについては事実関係が異なっていたのかなということ、また、歩道確保については現在検討してくださっているということ、また、喫煙所についても区と連携して対策を検討してくださっているということですので、引き続き区もサポートしていただければと思ひます。したがいま

して、この請願については不採択でお願いします。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択を主張します。どの項目も住民への悪影響が出ているもので、ぜひ改善していただきたいと思ひますし、今やっているということですが、議会としてもそれは後押ししていくということで、採択。

○松永委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。風については風工学研究所で調査を行っているということと、確かに歩道については、私もあそこを通ったことがあるのですが、狭いなどは感じております。現在、管理組合で検討されているということですので、注視していきたいと思っております。喫煙所に対しても空気清浄機が設置されるということで、それについても今後について注視していきたいと思っておりますので、これに対しては不採択でお願いいたします。

○横山委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。環境改善に向けては、民間としての対応が適切に進むよう区として状況を見守っていただき、必要に応じて説明・助言・指導をしていただくこと、また、引き続き関係部署と連携しながら、地域からの環境に関するご意見などについても丁寧に聞いていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○たけうち委員長

それでは、本請願については、結論を出すのご意見でまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については挙手により採決を行います。

それでは、令和4年請願第16号、武蔵小山駅前再開発地域の環境改善を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○たけうち委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

それでは、ここで理事者の入替えを行うため、暫時休憩いたします。

○午後2時24分休憩

○午後2時40分再会

○たけうち委員長

休憩前に引き続き、建設委員会を再開いたします。

2 議案審査

(4) 第101号議案 令和4年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）

○たけうち委員長

次に、予定表2の議案審査を再度議題に供します。

それでは、(4)第101号議案、令和4年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○溝口土木管理課長

それでは、私から、第101号議案、令和4年度品川区一般会計補正予算のうち建設委員会所管分について、ご説明をさせていただきます。

初めに、第101号議案、既に議員の皆様へ配付しております議案をご覧いただきたいと思ひます。

まず、歳入についてはございませんので、資料の20、21ページをご覧いただきたいと思ひます。20ページ中段の表、6款土木費でございます。2項道路橋梁費、1目道路橋梁費で、1,880万円を追加し、補正後の総額を28億193万円とするものでございます。内容は、その右、21ページの説明欄にありますとおり、電気料金の値上がりに対応するために、街路灯維持管理の電気料を増額するものでございます。なお、議案の詳細につきましては、本件に関する資料をお手元に配付しておりますので、これにつきましては道路課長からご説明をさせていただきます。

私の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○森道路課長

私からは、街路灯管理費についてご説明いたします。A4判1枚の資料をご覧ください。

資料中ほどのグラフは、昨年度の街路灯の月別電気料と、今年度10月までのものを比較しております。これによりますと、毎月、前年同月比で40%前後、200万円程度の増額となっております。これらの推移や今後の見通しを勘案した結果、当初予算では不足することが想定されることから、資料下段に示しております1,880万円の増額をお願いしたいと考えております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

これは分かればいいのですが、11月の金額と前年比の割合が分かれば、伺いたいと思ひます。それと、区が電気料金の契約をしているところはどこになるのかということ、今回予算として1,880万円にした根拠を伺いたいと思ひます。

○森道路課長

まず、11月分の料金でございますけれども、毎月、前の月のものがその次の月の中頃に通知が来てという形になりまして、今ちょうど算定中というところなので、今お示しすることはできません。ただ、傾向からしますと、同じような傾向だろうと考えております。

それから、契約につきましては、東京電力パワーグリッドになります。〔同日後刻に「東京電力エナジーパートナー」と答弁訂正あり〕

それから、根拠でございますけれども、補正予算につきましては、まず、現在の電気料金につきましては、使用量相当に対応する、電力使用量によって賦課されるものと、それから、燃料費調整額という

ものがそれにプラスされてかかってくるということになります。燃料費調整額につきましては、大体今、2割から3割ほどのプラスになっているのですけれども、それについては、各月の燃料費の調達実績に基づきまして、基準の燃料費からどれだけ下がった、どれだけ上がったということで、最終的な電気料金にプラスされる形でございます。

これにつきまして、電気料金が毎月6%ずつほど増額しておるという実績がございますので、それで、残りの下半期について計算をして出しているところでございます。ただ、1月から総合経済対策ということで、国のほうからも補助が出るという形になっておりますので、それを踏まえて計算をしているところでございます。

○のだて委員

では、一応実績というか、今後の変化を見て、組まれているということだと思えます。単純に前年比の割合で見たときに、そのままその水準でいくと、もう少しかかるのかなと思ったので伺ったのですが、それは過不足ないようにしていただきたいと思えます。

今、契約しているのが、東京電力パワーグリッドということで、これだけ上がってきているというところでは、もしもう少し安いところがあれば、契約変更をしていくということもあるのか、そこを伺いたいと思えます。

○森道路課長

東京電力以外で安いところというお話でございました。道路課といたしましても、電気料金を少しでも安くするために、そういった検討委員会をやったこともあるのでございますが、ただ、その中で、結論としては、今のままが一番適当だろうという形で結論づけて、今に至っているところでございます。

○のだて委員

その検討した内容を、もう少しご説明いただけますか。

○森道路課長

例えば太陽光であったり、そういった自然エネルギーも含めて、そういったものもいろいろ検討はしているところでございます。ただ、今、太陽光につきましても非常に需要が大きくて、なかなか必要な需要量が賄えていないというところも聞きますし、なかなか安定的に電力を街路灯に持ってくるということも難しいというような話もございました。そういったことも含めて、今の契約としているところでございます。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。

○こんの委員

1点だけ確認です。街路灯設置数が1万9,212基ということで、これは普通の道路に設置してある街路灯のほか、防犯灯というのがありますか。これも含まれているのかだけ確認させてください。

○森道路課長

委員がおっしゃるとおり、1万9,000基のうち、いわゆる区道に設置してある街路灯と、私道防犯灯、そういったものも全て含んで1万9,000基という形になっております。

○たけうち委員長

ほかにごございますか。いいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

○芹澤委員

賛成です。

○こんの委員

賛成します。

○のだて委員

必要なものだと思いますので、賛成です。

○松永委員

賛成です。

○横山委員

賛成します。

○たけうち委員長

それでは、これより、第101号議案、令和4年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(1) 第110号議案 品川区立公園条例の一部を改正する条例

○たけうち委員長

最後に、(1)第110号議案、品川区立公園条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨公園課長

私からは、第110号議案、品川区立公園条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。資料といたしましては、第110号議案および委員会資料といたしまして、A4判片面刷りのものと、条例の新旧対照表を配付させていただいております。

それでは、A4判の委員会資料に基づき、説明をさせていただきます。

1、経緯でございますが、東京2020大会で初めて採用されたアーバンスポーツの普及啓発や、区民が気軽にスポーツを楽しむ機会の創出として、しながわ中央公園においてボルダリング場を整備し、令和5年度より運用を開始する予定でございます。ボルダリング場は、施設の専用利用であることや、安全管理などの管理面での費用が必要となってくることから、一部の無料エリアを除き、有料施設として利用者へ一定の負担を求める考えでございます。新たな有料施設としてボルダリング場を設置することから、品川区立公園条例の一部を改正し、使用料を定めるものでございます。

2、使用料金ですが、個人での利用と団体での貸切り利用とを分けて、設定いたします。個人利用では、小学生以下の料金として1枠当たり100円といたします。中学生以上の料金は、1枠当たり200円といたします。ここの1枠とは、議案並びに条例の新旧対照表5ページに今回加える料金表

の区分欄のとおり、午前9時から午後9時までを2時間ごとに6枠に区切った区分を指すものでございます。団体利用では、区内団体と学校を含む区外団体を分けて設定いたします。区内団体は1枠当たり2,000円、学校を含む区外団体は1枠当たり4,000円といたします。料金設定の根拠についてですが、近隣他区の公立ボルダリング場の使用料金を参考に設定いたしました。団体利用につきましては、想定する利用人数から算出し、ほか公園施設との整合を図り、設定したところでございます。

条例の改正につきましては、新旧対照表5ページを再びご覧いただければと思います。使用料を徴収する公園施設を定める第16条関係の別表第3の中において、新たにボルダリング場を追加し、各使用料金を設定いたします。

A4の資料にお戻りいただきまして、3、改修計画図についてです。ボルダリング場の設置位置は、位置図において黄色の丸で示す位置であり、多目的広場と管理事務所横の見晴らし台との間の部分となります。ボルダリング場の設置イメージは、位置図の右に示すイメージ図のとおりでございます。

下段の図面をご覧ください。地盤の高低差を利用し、高さ4メートルのボルダリングウォールを設置いたします。図面の黄色の部分、有料施設となる高さ4メートルのボルダリングウォール部分でございます。有料エリアの周囲には、高さ1.8メートルのフェンスを設置いたします。有料エリアのボルダリングウォール背面、見晴らし台の上の部分となりますが、図面で言いますと黄色の上の緑色の部分でございますが、こちらについては、ボルダリングウォールの壁の裏面を利用いたしまして、無料の幼児用ボルダリングウォールエリアを設置いたします。有料エリアの左下部分の緑色部分も、同様に幼児用の無料エリアといたします。資料左側には断面図を記載しておりますが、有料エリアのウォール下側には、安全対策といたしまして、厚さ30センチメートルのマットを設置し、上部には格納式の雨よけを設置いたします。

最後に、資料右側の4、スケジュールでございますが、来年3月まで工事を行い、その後、検査等を経て、来年度4月のオープンを予定しております。公園利用者の安全に十分注意しながら工事を行い、多くの方から長く愛される施設となるように努めてまいり所存でございます。

以上で、私からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回、ボルダリング場をしながわ中央公園に作るということで、こうしたスポーツを子どもたちが身近に感じられ、できるということは、いいと思うのですけれども、今回この条例改正は、有料化をする条例になっております。子どもからもお金を取るということで、小学生以下が100円、中学生以上が200円ということですが、なぜ子どもからもお金を取るのか、そこを伺いたいと思います。

○高梨公園課長

今回、小学生以下で100円という料金設定をさせていただきました。今回のボルダリング場の有料エリアにつきましては、施設を区切った専用利用という形になってございます。ほかの公園施設でも同様でございます。よく分かりやすい比較といたしましては、八潮北公園にあるスケートボード場も同じような料金区分で、小学生以下で100円という料金を頂いてございます。また管理面でも、管理者を増員して、安全の対策であったり利用者の受付業務等を行うといったところもございますので、今回、利用者、子どもも含めて一定の負担を求めるといっていただいております。

○のだて委員

専用の利用だからということですが、そうすると、この専用の利用というのは何なのかなというふう
に思うのですね。ほかの遊具も当然、滑り台があれば滑り台しかできないですし、本当の専用という考
え方、そこを伺いたいと思います。

○高梨公園課長

ボルダリング場をはじめとしたこの専用の利用は、一定の区画をその用途専用で使うということで、
ほかの利用者を排除して行う必要のあるスポーツであったり遊戯であるといったところから、ほかの遊
具とは一線を画して、今回、この専用で使うエリアを使う方には一定の負担を求める。過度な負担とな
らないように、他区の事例等も考慮して、2時間100円という料金設定をさせていただいたところで
ございます。

○のだて委員

一定区域を区切って占有するというのですが、やはりほかのものと何が違うのかというのが、私は
よく分かりませんでした。そうした子どもにまでお金を取っていく、有料にしていくというのはやめる
べきだと思うのですが、やはり今、格差も広がったりして、本当に大変な家庭もあります。以前、
地域で聞いた話ですけれども、そうめんを食べる会をやろうと思ったのだけれども、子どもたちがそう
めん代、100円も持ってこられないという状況もあったりして、そうした子どもたちがいる中で、こ
の100円、200円を取っていくというのは、やはりやめるべきだと思いますけれども、いかがで
しょうか。

それと、この間、有料化しようということでどういう検討をされてきたのか、その検討の中での議論、
どういった議論があったのか、伺いたいと思います。

○高梨公園課長

まず、子どもの料金をやめるべきといった1点目の件でございますけれども、今回の施設は、定員を
約12名として運用を考えてございます。一定、限られた範囲の中で、限定した人数でしか遊べないとい
うような施設であることから、料金を徴収して、その出入り等の管理も行いながらやるべきかという
ところと、先ほども申しましたが、施設整備、それと管理に一定の費用がかかる。その専用の施設のた
めに費用がかかるということで、最低限の受益者負担は求めるべきであるといったところで、今回、料
金設定をさせていただいたところでございます。

有料化に関しての議論の中でも、今、申し上げたことの繰り返しになりますけれども、やはり汎用な
設備ではないといったところで、一定特殊な設備で、そのスポーツをやる人専用の設備であるといった
ところと、管理等にもお金がかかるといったところを鑑みて、有料化にすべきといったところで議論し
たところでございます。

ただし、やはり初めてやる方等に対して、お金を払わないとできないのかといったところは、なかな
か、そこも一定配慮すべきだという考えの下から、無料エリアを設置して、初めてやるお子さんに対し
て気軽に遊んでいただける、体験していただけるといったところについても、今回の設計の中では配慮
したところでございます。

○のだて委員

いろいろ議論があったということですが、やはり一定無料エリアを設けたというのは、確かに
配慮したのかなと思うのですが、やはりそれでも有料化していくということは、家庭の経済力などにも
影響してきますし、子どもに等しくスポーツをやれる機会を与えていくためにも、やはり有料化すべき

ではないということは言っておきたいと思います。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。

○芹澤委員

ボルダリングを今回つけるということで、今お話をるるいただきましたけれども、壁を登るスポーツですから、安全性に配慮しなければならないということで、プールと同じ考えだと思っていて、プールも監視員の方がいて、そこは一定程度ほかの方を排除してというか、占有させてやっていくということで、そこにお金を払って入るということに関して異議を唱える方というのは、あまりいないだろうと私は思っていますので、ぜひそれはしっかり進めていただきたいのですが、ボルダリングを選ぶに当たって、これからこの公園以外にもどんどん増えていくのかなと思うのですけれども、今、実際品川区で、今後こういうボルダリングであったり、一部有料スペースをつくって、ほかのスポーツも含めてですけれども、いわゆる今までの遊具とは少し考え方が変わったのかなと思うのですけれども、今後の品川区の公園の方向性というのをまずお聞かせいただきたいと思います。

○高梨公園課長

東京2020大会を契機にアーバンスポーツの盛り上がりというものは、やはり公園管理をしている我々のほうにもいろいろとお声を寄せていただいて、関心が高いのだなといったところを実感してございます。最近の遊具には、やはり小さなお子様が気軽にボルダリングを楽しめるように、高さは低いのですけれども、ボルダリングのホールドと呼ばれるようなものが組み込まれた遊具も多くできておりまして、昨年度オープンした大井坂下公園をはじめ、最近オープンした公園の遊具にはついているケースが多くなっているところであります。

今後の公園の方向性といたしましては、有料施設をどんどんつくっていくというよりは、やはりその時代時代のニーズをしっかりと捉えて、小さいお子様も気軽に体験できるような規模でも構わないと思いますので、そういったものを積極的に、遊具であったり公園の施設の中に取り入れていくといったところは心がけていきたいなと、このように考えているところでございます。

○芹澤委員

ボルダリングに限らず、今、お話しいただいたとおりですが、子どもたちもその時代時代に合わせて、いろいろな遊びであったり遊具を経験したいのだろうと思っていますので、様々な可能性を検討していただいて、その時々すばらしい公園をつくっていただければと思います。

○たけうち委員長

ほかにごございますか。

○こんの委員

ボルダリングは、皆さん、区民の方からもお声をいただいているところなので、非常にありがたい施設だと思っています。そこで、細かい点はこれから決められるのだろうと思うのですけれども、現時点で分かる範囲で。

区内団体、それから区外団体が使われるときの、いわゆる団体の方が使用する時の何かルールというのはあるのでしょうか。というのは、いわゆる団体でお教室を開くというような、有料でお教室を開くという団体も使うのかどうかといったところとか、あるいは、予約の取り方とか、そこら辺のスキームというか、これを運用するに当たって具体的なものが見えているようでしたら、その辺、お知らせください。

○高梨公園課長

団体利用における教室等、これは民間の方の営利目的であれば、今の公園、全体的にそうなのですから、そちらは禁止をさせていただきます。その代わりに、初心者の方も多くて、習いたいというお声もあるでしょうから、現在、運用を担うスポーツの部門とは、月に1回程度、初心者講習会のようなものを行ったらどうかということで、今、詳細を詰めているところでございます。

予約の取り方等々ですが、基本的には今現在、しながわ中央公園の多目的広場、グラウンドですね、あそこと同じような運用を考えているところでございますが、それを軸といたしまして、これから詳細は詰めていこうという段階でございます。

○こんの委員

ありがとうございます。団体の方の利益というか、そうしたものはほかのところと同じルールだということで、一方で、お教室も考えていく方向だということのご答弁をいただきました。ぜひお願いしたいなというところ。安全面、初めて使う方も、やってみたい、だけど安全に使うというところは、どなたかやはり専門的に見ていただく方がそこにいらっしゃると、大変助かるなというところ、お教室があると、安全に利用していただくことを学べるかなというところですので、ぜひその点はお願いしたいと思います。

これから細かい点、条例が通って皆さんにお知らせをする、4月のオープンまでに周知を図っていくと思いますけれども、今、ホームページや区広報とか、一定の媒体を活用すると思いますけれども、広く皆さんにお知らせできるような方法を、全ての媒体を使ってお願いできればというところ。要望で終わります。

○たけうち委員長

ほかに。

○横山委員

まず、1点目ですけれども、すみません、先ほどご説明があったのですけれども、少し聞き漏らしてしまいまして、管理する方がいるスペースはこの平面図のどのあたりなのか、もう一度教えていただきたいというところ、2点目が、幼児用の無料エリア、高さ1.5メートルと1.8メートルがそれぞれあるのですけれども、幼児感というのは大体どのくらいの年齢を想定されているのかというところを、教えてください。

また、万が一のけがの際の対応について、簡単にご説明をお願いいたします。

そして、天候によって例えば利用不可であるようなケースについて、どのように対応されるのか、教えてください。

○高梨公園課長

4点、ご質問をいただきました。

1点目の管理人のスペースといたしましては、この平面図で言いますと右側、ちょうど欄が切れていますけれども、既存にある管理事務所の中を想定してございます。そこで受付等をやりまして、また、利用状況の監視等は、順次巡回等を行いながら、常に専属の人間がここに常駐するのかどうかというところは、運用を今詰めているところでございますけれども、一定増員をして、ボルダリング場の管理のために人間を割こうということで、現在考えてございます。

2点目の、無料エリアの幼児の定義といったところですが、今、我々のほうで想定しているのは、小学校低学年以下のお子様で無料で使っていただければと思ってございますが、年齢制限をがちとして、

それ以下ではないと絶対使ってはいけないというような運用よりは、初めてやるお子様が自由に、ほかの方の配慮とかもいただきながら、使っていただければなということを考えてございます。

3点目、万が一のけがの対応といったところですが、基本的に通常の利用でのけがであったり、そういったところの責任は利用者個人でといったところですが、当然、緊急の場合があると思いますので、運用時間中は管理事務所に必ず人間がいる体制を取ってございますので、管理事務所での現在と同じ運用、公園内での緊急対応ということを考えてございます。

4点目の、天候による営業というか、施設の運用についてですが、雨よけの屋根を一応つけてはおるのですけれども、やはりあまり雨がひどいと、マットも濡れて、あとホールドも濡れてということで、競技に詳しい人に聞くと、なかなかそれは難しいといったところなので、小雨までであれば運用ができるのかなということで、現在考えているところでございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。

ほかに。

○松永委員

それぞれご説明、ありがとうございます。私からは何点かあるのですが、1つは、管理者についてですが、この人たちというのはどういう方たちなのか。例えば管理棟の中に何人か常駐されるのか、何人ぐらいでボルダリングのところを見られるのかというのを教えてください。

もう一つが、先ほど有料施設に関しては定員が12名ということだったのですが、無料施設については何人でもオーケーなのか、それについても伺います。

もう一つが、日中の料金と夜間の料金の差がないと。ゼロで、ほぼないのですが、それは大丈夫なのかなというのと、あとは、施設については区民公園のように柵みたいなのを作って、もうこの時間、9時を越えたらここから入れないよみたいな柵とかを、ちょっと図からは分からないのですが、そういった形で設計されるのか、教えてください。

無料エリアについては、雨が降った場合は使えるのかどうか。

○高梨公園課長

5点、ご質問をいただきました。まず管理人ですけれども、現在、公園の管理を行っている会社の中でやっていただこうと思っております。当然、人間は増員する予定でございます。いろいろな管理をしながらですが、利用の受付等々ございますので、ボルダリング場には1名専属でつけるという形で、現在考えているところでございます。

2点目、無料エリアの定員でございますけれども、無料のエリアは通常の遊具と同じ考えでございます。通常の遊具も定員何人という形で区切ってはございませんので、皆さんで譲り合って、危なくないように使っていただくといったところをルールにしようかなというところでございます。

3点目、夜間料金でございますけれども、ボルダリング場は、専用のナイター設備等は今回作りません。公園の中の照明の増強といった形では整備をするのですけれども、野球場のような夜間のためのナイター利用みたいな設備はございませんので、夜間の特別料金は今回、設定をしなかったところでございます。

4点目の区切り、柵の話でございますが、この有料エリアの部分、この黄色のボルダリングウォールの前面になります。少し図が分かりにくくて恐縮ですけれども、多目的広場の前の通路との境の部分につきましては、高さ1.8メートルのネットフェンスで区切って、有料エリアには自由な出入りができ

ない。図で言う右側の部分に出入口を作る予定ですが、利用受付をした人がその出入口から入って、黄色の有料エリアのボルダリングウォールを使えるという仕組みを考えてございます。

最後に、幼児エリアの雨でございますが、こちらも、雨だから中止という何か規定をつくるというよりは、通常の遊具と同じ考えでございまして、多少の小雨でも少しつかまってみたいというような方がいれば、そこは制限するものではございませんが、あまり雨がひどいと滑ったり、あと、無料エリアの下地は砂で考えてございますので、あまり雨天時の利用といったところは幼児エリアは想定していないところでございますが、締め切るとかという管理は考えてございません。

○たけうち委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

○西村副委員長

1点だけ、すみません。21時まで利用できるということで、大分時間も子どもにとっては遅いかなと思っていて、見逃していたら申し訳ないですが、保護者同伴などのルールを何時以降とか設けるのか、それだけお聞かせください。

○高梨公園課長

現在、スケートボード場では、小学生のお子様には18歳以上の方の付き添いといった形でお願いをしているところでございますが、ボルダリング場につきましては、現在、結論から申しますと検討中でございます。そこまで八潮北公園ほど遠くもないですし、日常使いができるような設備でございますので、ただ、小さいお子様がやはり高いウォールに登ってというようなことがありますので、一定有料エリアの高いウォールについては、考えなければいけないのかなというところでございますが、現在、そこら辺の安全面を、スポーツ推進課も含めて検討しているところでございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党からお願いします。

○芹澤委員

賛成します。

○こんの委員

賛成します。

○のだて委員

親の経済力に関係なく子どもたちがスポーツに接する機会を設けるべきであり、小中学生からもお金を取る有料化ですので、反対。

○松永委員

賛成です。

○横山委員

賛成します。

○たけうち委員長

それでは、これより、第110号議案、品川区立公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。
本案は挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

4 報告事項

専決処分の報告について（報告第21号）

○たけうち委員長

次に、予定表4、報告事項を聴取いたします。

それでは、専決処分の報告について（報告第21号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨公園課長

私からは、報告第21号、損害賠償額の決定に関する専決処分の報告について、ご説明をさせていただきます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、文庫の森公園で起きた利用者の負傷事故に伴う損害賠償額の決定につきまして、令和4年10月26日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会へご報告させていただくものでございます。

事故の概要でございます。資料は、議案資料の報告第21号をご覧くださいと思います。

事故の発生は、令和4年6月26日、豊町一丁目16番の区立文庫の森公園内におきまして、園内の樹木の枝が強風により落下したため、利用者に当たり、右上腕の擦過創等を負ったものでございます。

示談の内容でございますが、慰謝料、治療費等の損害賠償金を品川区が支払い、以後、本件に関し、双方とも裁判上、裁判外を問わず、何ら異議申立てをしないことを確約いたしました。

損害賠償額につきましては5万7,400円で、相手方は記載のとおりでございます。

本件事故を受けまして、公園児童遊園内の樹木について一斉点検を実施し、再発防止に努めるとともに、本事例を公園維持管理業者内に周知し、日常点検におきましてより一層注意を払うなど、安全安心な公園のための管理に努めてまいります。

今回の事故を真摯に受け止めて、公園課内一丸となって、同様な事故の再発防止に今後も努めてまいります。この度は大変申し訳ございませんでした。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言をお願いします。

○こんの委員

1点だけです。この公園の今、ご説明いただいたことは理解いたしました。関連で、これ、樹木は街路樹もありますので、その点についてはどういうふうになれるのか。こうしたことは街路樹でもあるかなと想像するのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○森道路課長

街路樹についての維持管理ですけれども、年に2回、定期的な剪定を行っておりまして、その部分で、できるだけそういった事故のないように確認をしているというところでございます。また、陳情等がございましたら、その都度対応させていただいておりますので、これからもなるべくそういった事故がないように、しっかりと管理をしていきたいと思っております。

○たけうち委員長

ほかにごございますか。

○のだて委員

再発防止に努めていくということなので、ぜひそれはお願いしたいと思っております。それで、今回、樹木の枝というのはどのくらいの大きさだったのかというところと、それがなぜ分かったのかというふうに思うのですが、被害者の方から問合せなどがあったのかどうか、そこを伺いたいと思っております。

○高梨公園課長

まず、枝でございますけれども、こちらはソメイヨシノ、桜の枝、約3メートルの大きさの枝でございました。判明した状況でございますけれども、けがをされた方から、こちらの公園は一括管理公園で、管理者が戸越公園のそばに事務所を構えて巡回等を行っている公園でございますので、その従事者に申し出て判明したという状況でございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。

ほかにごございますか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で、本件および報告事項を終了いたします。

その他に入ります前に、先ほどの委員会での発言について、道路課長より発言の訂正を求める申出がありましたので、これを許可いたします。

○森道路課長

先ほど補正予算の審議の中で、のだて委員の質問で、契約している電力会社の名前というお話をいただきました。私、東京電力パワーグリッドと申しましたけれども、正しくは東京電力エネルギーパートナーというところではございました。訂正してお詫び申し上げます。大変失礼いたしました。

○たけうち委員長

ただいま申出のありました発言の訂正については、会議規則第116条の規定を準用し、これを許可します。

以上で、本件を終了いたします。

5 その他

(2) 委員長報告について

○たけうち委員長

最後に、予定表5のその他を議題に供します。

初めに、(2)委員長報告についてでございます。

本日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○たけうち委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(3) その他

○たけうち委員長

最後に、(3)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

○のだて委員

この間、継続になっている請願・陳情があると思います。今期まだやっていないものもあると思うので、今期が終わる前にその審議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○たけうち委員長

委員会の運営のお話なので、私からお答えします。基本的にはやるつもりでおりますので、適切に対応したいと思います。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ほかにないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後3時17分閉会